

# 令和7年度第1回一関市廃棄物減量等推進審議会

日時 令和7年7月1日(火)

午後1時30分から午後3時

場所 一関保健センター 2階 栄養指導室

## ～ 次 第 ～

1 開 会

2 あいさつ

3 会長、副会長互選

4 協 議

一般廃棄物の減量化及び資源化に対する取組について

・令和7年度一関市一般廃棄物減量実施計画について …資料1

### 【参考資料】

(1) 一関市一般廃棄物減量基本計画 …資料2

(2) 令和5年度における一般廃棄物処理事業の概要 …資料3

5 その他

6 閉 会

令和 7 年度

一関市一般廃棄物減量実施計画

一 関 市



## 目 次

1	目的 .....	4
2	計画期間 .....	4
3	一般廃棄物排出量の予測と目標など .....	4
4	廃棄物減量実施計画（市の具体的な取組） .....	5
4-1	発生抑制（Reduce：リデュース）の取組 .....	5
4-2	再使用（Reuse：リユース）、再資源化（Recycle：リサイクル）の取組 .....	5
4-3	一関地区広域行政組合清掃センター施設の活用 .....	6
4-4	一関市ごみ問題対策巡視員等による啓発活動 .....	6
4-5	エコショップいわて認定制度への参画 .....	6

## 1 目的

一般廃棄物減量基本計画に基づき、市内から発生する一般廃棄物の減量化及び資源化を行うことを目的として令和7年度一般廃棄物減量実施計画を定める。

## 2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## 3 一般廃棄物排出量の予測と目標など

一般廃棄物減量基本計画における令和7年度の一般廃棄物の排出量などの予測値と排出量、リサイクル率などの目標値を以下に示す。

区分	予測又は目標値
一般廃棄物排出量の予測	31,875 t
一般廃棄物排出量の目標	31,031 t
一人1日当たりの排出量	808 g
リサイクル率	17.1%
推計人口	105,217 人

※廃棄物排出量予測＝一人1日あたりの排出量830g（R元実績）×推計人口×365日

廃棄物排出量目標＝一人1日あたりの排出量目標値×推計人口×365日

## 4 廃棄物減量実施計画（市の具体的な取組）

### 4-1 発生抑制（Reduce：リデュース）の取組

#### ① 生ごみ減量機器購入補助の実施

	補助台数（計画）	補助金限度額（1基）
電動式生ごみ処理機	62台	30,000円
手動式生ごみ処理機	2台	10,000円
設置型コンポスト化容器	27台	3,000円
密閉型コンポスト化容器	6台	2,000円

※ 補助金：購入額の2分の1以内

#### ② 食品ロス削減のための「残さず食べよう！30・10運動」の取組推進

ア 食べ残し対策を実施する飲食店及び宿泊施設の登録を促進し、岩手県の「もったいないいわて☆食べきり協力店」の取組との連携を図る

イ 家庭における食べ残し、賞味期限や消費期限の近い食品の廃棄防止（毎月30日は冷蔵庫クリーンアップデー、毎月10日はもったいないクッキングデー）の呼びかけ

ウ 食品ロス削減啓発ポスターの作成及び配布

#### ③ ごみ分別説明会での排出指導や、市広報、市ホームページ、ケーブルテレビ、FMあすもなどの多様な媒体を活用した啓発の実施

ア マイバッグやマイボトルなどの持ち歩きの呼びかけ

イ 簡易包装、詰め替え商品の購入や量り売りの利用推進

ウ 生ごみの水切りによる排出時の減量化

エ フードバンク、フードポスト、フードドライブの情報収集と利用促進

オ レンタルやシェアリングなどの利用促進

カ 使い捨てプラスチックの廃棄削減の促進

キ リユース、リサイクル方法の具体的な選択肢の提示

ク 事業者に対し、ごみの減量化に関する啓発の実施

### 4-2 再使用（Reuse：リユース）、再資源化（Recycle：リサイクル）の取組

#### ① 有価物集団回収事業に取り組む地域の団体などへの報償金の交付により、取組の普及拡大を促進

	報償金単価	回収見込量
金属類	5円/kg	122,000kg
古紙類	5円/kg	1,285,500kg
びん類	4円/本	26,200本
ペットボトル	5円/kg	41,600kg

#### ② 認定事業者との連携による使用済み小型家電回収及び古着イベント回収の実施

- ③ 店頭回収など資源物の独自回収を行う事業者やリユースショップの情報提供
- ④ リユースやリサイクルのサービスをインターネットなどで行う事業者との連携
- ⑤ 住宅祭などのイベント時の環境コーナー設置による3R（リデュース、リユース、リサイクル）の呼びかけ実施と再生品の紹介
- ⑥ 一関地区広域行政組合や平泉町との連携による新しい施設整備にあわせた分別や収集の仕組みづくりの研究
- ⑦ 公共施設から排出される不用品の譲渡（リユース）

#### 4—3 一関地区広域行政組合清掃センター施設の活用

- ① 行政区、自治会、公衆衛生組合連合会などへの見学の情報提供と支援
- ② 粗大ごみ再生品に関する情報の提供
- ③ リサイクル教室開催の情報の提供

#### 4—4 一関市ごみ問題対策巡視員による啓発活動

- ① ごみ問題対策巡視員による分別の徹底及び排出指導の推進
- ② ごみ問題対策巡視員からの情報収集

#### 4—5 エコショップいわて認定制度への参画

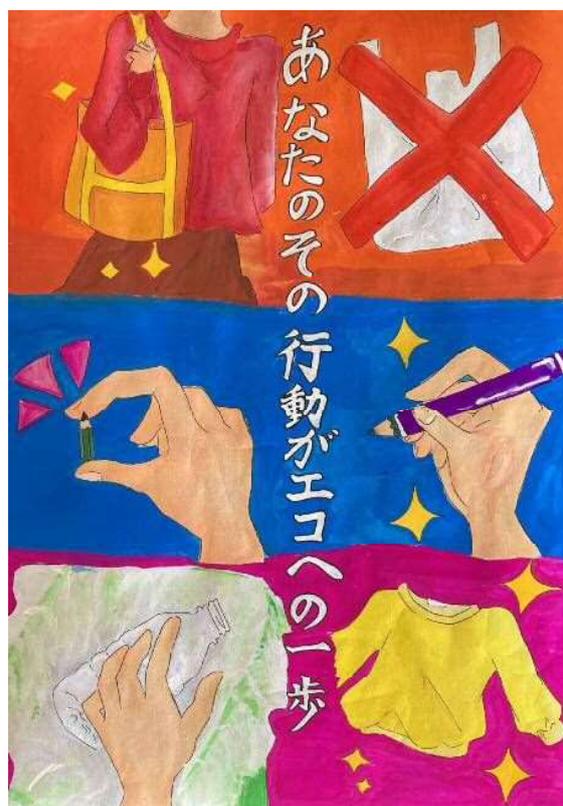
ごみ減量化・リサイクルの促進に積極的に取り組む小売店や飲食店を認定する「エコショップいわて認定制度」に参画する。

# 一関市一般廃棄物減量基本計画

(令和4年度～令和8年度)



一関市立 一関中学校 2年 及川 祥 さん



一関市立 花泉中学校 1年 熊谷 遼子 さん

(令和3年度いわてごみゼロ・3R推進ポスターコンクール 入賞作品)

令和4年3月  
一関市

## － 目 次 －

<b>1. 基本的事項</b>	
1－1 計画の目的	3
1－2 計画の位置づけ	3
1－3 計画の期間	3
<b>2. 廃棄物の排出量</b>	
2－1 廃棄物の排出実績	4
2－2 廃棄物の排出予測	7
2－3 背景・課題	8
<b>3. 計画の目標</b>	
3－1 計画の目標	9
<b>4. 廃棄物減量化の方針</b>	
4－1 基本方針	11
4－2 基本施策	12
<b>5. 具体的な取組</b>	
5－1 廃棄物を資源として循環させる仕組み	13
5－2 市の具体的な取組	14
5－3 市民の具体的な取組	16
5－4 事業者の具体的な取組	18
<b>6. 計画の推進</b>	
6－1 計画の推進	19

## 1. 基本的事項

### 1-1 計画の目的

---

本計画は、一関市の一般廃棄物処理のうち、廃棄物減量化対策について定めるものとし  
ます。

### 1-2 計画の位置づけ

---

本市は、平泉町と一関地区広域行政組合を設置し、一般廃棄物処理の事務の一部を共同  
で処理しています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に  
おいて市町村が定めなければならないとされている一般廃棄物処理計画は、一関地区広域行  
政組合同規約第3条第2号アの規定により、廃棄物処理法第6条第2項第2号に規定する「一  
般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」を除き、一関地区広域行政組合が「一般  
廃棄物処理基本計画」を策定しています。

このことから、市では、一関地区広域行政組合一般廃棄物処理基本計画に定めのない「一  
般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」について定め、「一関市廃棄物の減量及  
び適正処理に関する条例」（平成19年一関市条例第10号）第8条第1項に規定するものと  
して、本計画を策定します。

また、本計画は、一関市総合計画を上位計画とするとともに、同計画の環境分野の計画で  
ある一関市環境基本計画の個別計画として位置づけています。

### 1-3 計画の期間

---

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

## 2. 廃棄物の排出量

### 2-1 廃棄物の排出実績

#### (1) 一般廃棄物の排出状況

平成28年度から令和2年度までの一般廃棄物の排出量実績（表1）は、一人1日あたりの排出量の状況が減少傾向となっており、リサイクル率は上昇傾向になっています。

平成29年度から令和3年度までを計画期間とする一般廃棄物減量基本計画（以下「前計画」という。）の令和2年度の目標に対する令和2年度の実績は、一人1日あたりの排出量は62グラム多く、リサイクル率は0.3ポイント少ないことから、どちらも目標に達していません。

表1 一般廃棄物の排出量実績

区分	H28	H29	H30	R元	R2
一人1日あたりの排出量 (g)	827	832	828	830	822
(前計画の目標) (g)	—	814	797	780	760
リサイクル率 (%)	15.1	15.0	16.8	16.0	16.8
(前計画の目標) (%)	—	16.2	16.5	16.8	17.1
総排出量 (t)	36,646	36,317	35,607	35,189	34,164
資源化量 (t)	5,530	5,436	5,991	5,628	5,741
人口 (10月1日) (人)	121,411	119,655	117,814	115,822	113,877

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果（国庫補助の対象となる災害廃棄物処理量を除く）

※四捨五入の関係で合計の数値と各項目の計数の合計値が一致しない場合がある（以下同じ）

※一人1日あたりの排出量（グラム）＝総排出量（トン）÷人口÷365日（R元は366日）×1,000,000

※リサイクル率＝資源化量÷総排出量×100

図1 総排出量と人口

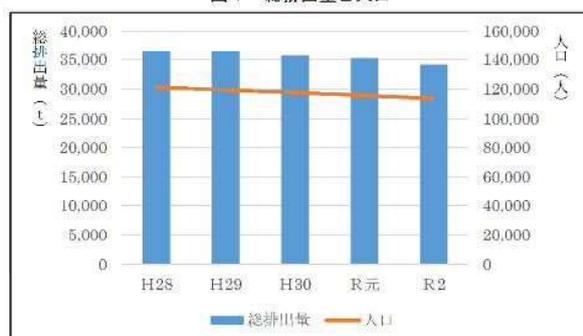


図2 一人1日あたりの排出量とリサイクル率



表2 排出量の内訳

(トン)

	H28	H29	H30	R元	R2
家庭系廃棄物…①	24,906	24,701	24,481	24,264	24,280
可燃物	20,217	20,061	19,843	19,754	19,653
計画収集(可燃)	19,202	19,059	18,587	18,502	18,254
直接搬入(可燃)	1,015	1,002	1,256	1,252	1,399
不燃物	1,288	1,269	1,364	1,361	1,489
計画収集(不燃)	1,125	1,103	1,128	1,109	1,233
直接搬入(不燃)	163	166	236	252	256
粗大ごみ	248	285	367	415	420
資源物	2,946	2,912	2,882	2,709	2,675
缶	256	246	235	219	235
びん	951	914	859	816	798
ペットボトル	218	213	216	204	203
プラスチック製容器包装	438	439	430	417	422
白色トレイ	3	2	2	3	3
紙類	1,080	1,098	1,140	1,050	1,006
使用済小型家電(ボックスにより回収した資源)	※ 不燃物に計上				8
その他(災害、一斉清掃など)	207	174	25	25	43
事業系廃棄物…②	9,648	9,636	9,359	9,244	8,490
可燃物	9,514	9,501	9,214	9,028	8,268
不燃物	7	7	0	0	0
資源物	89	88	106	186	168
その他(災害、不法投棄など)	38	40	39	30	54
集団回収+単独事業…③	2,092	1,980	1,767	1,681	1,394
有価物集団回収事業	1,892	1,782	1,739	1,649	1,374
古着イベント回収事業	16	17	21	24	6
使用済小型家電イベント回収事業	6	7	7	8	14
その他(オフィス古紙リサイクル等(紙))	178	174	0	0	0
総排出量(①+②+③)	36,646	36,317	35,607	35,189	34,164

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果(国庫補助の対象となる災害廃棄物処理量を除く)

図3 排出量の内訳

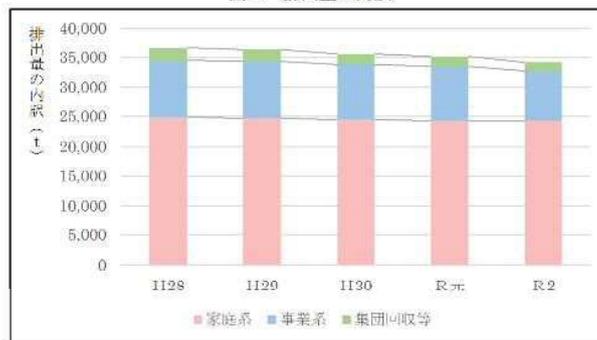


図4 一人1日あたりの排出量のこれまでの目標と実績

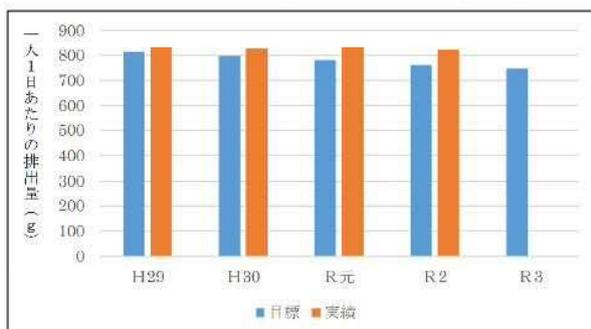
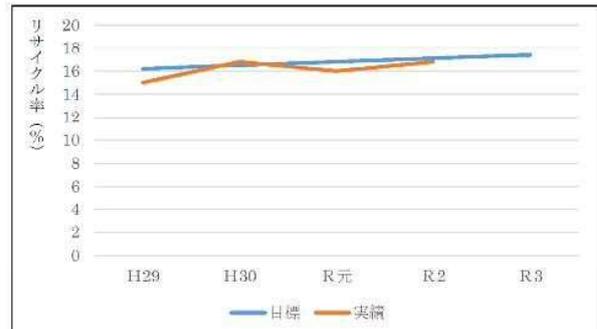


図5 リサイクル率のこれまでの目標と実績



## (2) 一般廃棄物の排出に係る分析

一般廃棄物の排出量実績（表1）、排出量の内訳（表2）から次のとおり分析します。

### ① 一人1日あたりの排出量

一人1日あたりの排出量は、平成29年度以降減少傾向です。

家庭系廃棄物のうち、清掃センターに直接持ち込まれる可燃物、不燃物、粗大ごみの排出量は増加傾向にあります。

これは、家庭内の片づけにより排出される廃棄物が、多くなっていることが要因と考えられます。

### ② リサイクル率

一関地区広域行政組合において、平成30年度から焼却灰（主灰）をセメント原料化する取組を実施したことから、実施前よりもリサイクル率は上昇しています。

リサイクル率の算出に使用する資源化量には、排出された廃棄物から資源化を図った量と有価物集団回収などの事業で回収した量が含まれますが、家庭系廃棄物の資源物（びん、紙）の量と有価物集団回収事業により回収される量が減少しています。

これは、小売事業者などが独自に実施する店頭回収の活用が多くなっていることが要因と考えられます。

### ③ その他

令和2年度と令和元年度の排出量を比較すると、家庭系廃棄物は増加し、事業系廃棄物は著しく減少しています。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、家で過ごす時間が増え、また、飲食を伴う事業者等が営業を縮小せざるを得なくなるなど、市民生活に変化があったことが要因と考えられます。

## 2-2 廃棄物の排出予測

本計画では、一人1日あたりの排出量は、今後も同じ量を排出された場合を想定し、一般廃棄物処理事業実態調査結果の直近の確定値である令和元年度の830グラムを用いて、また、推計人口は、一関市人口ビジョン（令和2年10月改訂）の推計人口を用いて算出することとします。

令和8年度の一般廃棄物の排出量は、31,443トンと予測されます。

表3 推計人口

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8
推計人口 (人)	112,049	109,509	108,049	106,626	105,217	103,791

※一関市人口ビジョンの「人口の将来展望」（合計特殊出生率上昇かつ社会減解消の場合）の推計人口

※令和3年度分は10月1日時点の人口

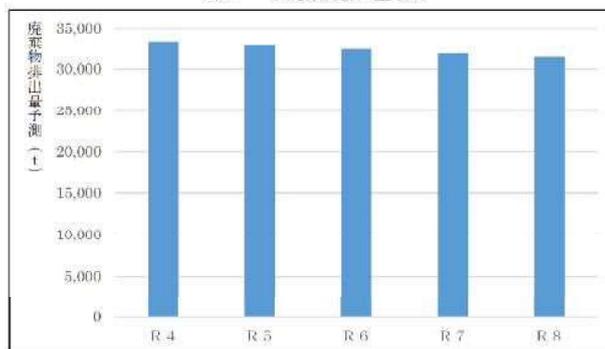
表4 一般廃棄物排出量予測

区分	R元実績	R4	R5	R6	R7	R8
一般廃棄物排出量予測 (t)	35,189	33,176	32,823	32,302	31,875	31,443

※令和元年度を基準年とし、各年度の一人1日あたりの排出量を830gとして算出

※一般廃棄物排出量予測＝一人1日あたりの排出量830g×推計人口×365日（令和5年度は366日）

図6 一般廃棄物排出量予測



## 2-3 背景・課題

---

- 地球温暖化に伴う気候変動やマイクロプラスチック問題による海洋汚染など、さまざまな環境問題に対して、私たち市民一人ひとり、地球環境にやさしい行動を考え、実行していかなければなりません。
- 国では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度温室効果ガス排出を2013年度比46%削減し、さらに50%の高みに挑戦するため、「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」への“3つの移行”の推進が図られているところです。
- 本市は、令和3年2月に「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す」ことを宣言しました。また、令和3年5月には、持続可能な開発目標の達成に向けた、優れた取組・提案を行う自治体として「SDGs未来都市」に選定されました。同年8月に策定した「一関市SDGs未来都市計画」において、脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組についても推進することとしています。
- 前計画では、一般廃棄物の一人1日あたりの排出量を5年間で10%減らす746グラム（令和2年度時点の目標は760グラム）を目標に掲げたところですが、令和2年度実績（速報値）は822グラムであり、前計画の目標に達していません。
- 現在の一般廃棄物処理施設は、焼却施設の老朽化や最終処分場の埋立終了時期が迫っていることから、一関地区広域行政組合では、新たな一般廃棄物処理施設を整備することとしており、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設を令和9年度中に、一般廃棄物最終処分場を令和8年度中に稼働させる計画を進めているところです。
- このようなことから、市民一人ひとりが廃棄物の排出を抑え、やむを得ず排出される廃棄物は資源として積極的に再利用するという意識をさらに高め、廃棄物の減量化及び資源化に取り組む必要があります。

### 3. 計画の目標

#### 3-1 計画の目標

本計画では、廃棄物排出量の削減や循環利用をさらに推進することを基本としつつ、新たな一般廃棄物処理施設の整備に向けて、一関地区広域行政組合が令和2年度に策定した一関地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画の目標を踏まえて、一般廃棄物の減量化及び資源化に関する目標を次のとおり設定します。

- |     |                      |
|-----|----------------------|
| 目 標 | 令和8年度までに             |
| ○   | 一人1日あたりの排出量 803グラム以下 |
| ○   | リサイクル率 17.2%以上       |

表5 年度ごとの目標値

区分		R4	R5	R6	R7	R8
一人1日あたりの排出量	(g)	822	817	813	808	803
リサイクル率	(%)	16.8	16.9	17.0	17.1	17.2

図7 年度ごとの実績と目標

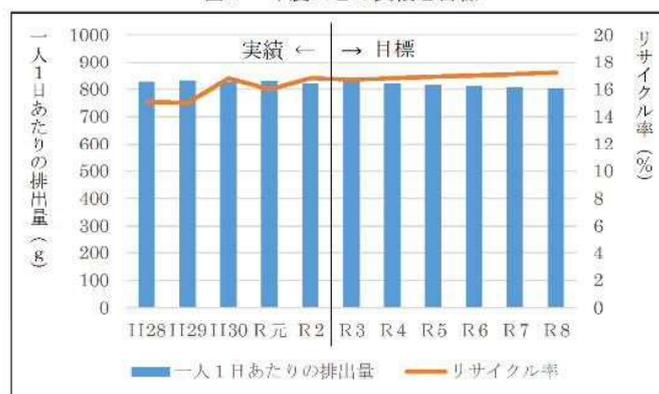


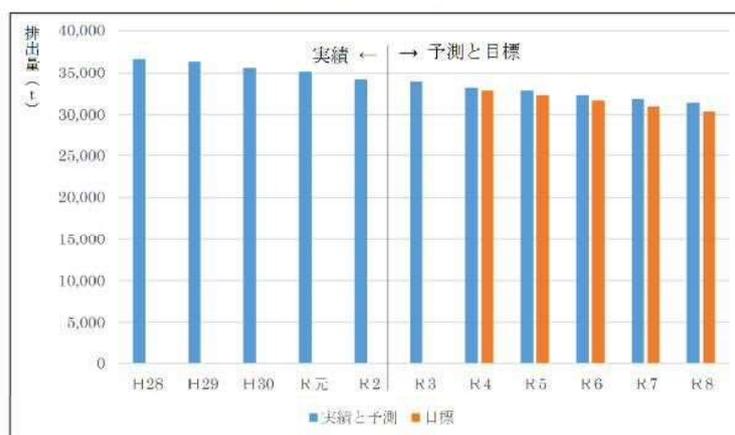
表6 予測と目標の比較

区分	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
一般廃棄物排出量予測 (t)	33,176	32,823	32,302	31,875	31,443
一般廃棄物排出量目標 (t)	32,856	32,309	31,641	31,031	30,421
一人1日あたりの排出量 (g)	822	817	813	808	803
推計人口 (人)	109,509	108,049	106,626	105,217	103,791

※一般廃棄物排出量予測＝一人1日あたりの排出量830g×推計人口×365日（令和5年度は366日）

※一般廃棄物排出量目標＝一人1日あたりの排出量目標値×推計人口×365日（令和5年度は366日）

図8 予測と目標の比較



## 4. 廃棄物減量化の方針

### 4-1 基本方針

- 環境基本計画に掲げる「資源が効果的に循環する地域社会づくり」を基本方針とし、廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）の3R（スリーアール）を積極的に推進します。
- 市、市民、事業者がそれぞれの役割により、さらなる廃棄物の減量化及び資源化を実践し、環境への負荷の軽減と資源循環による持続可能な社会の実現を目指します。

「一関市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」では、市、市民、事業者のそれぞれの責務を次のとおり定めています。

#### (1) 市の責務

- ① あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量及び適正処理に関し必要な措置を講ずるものとする。
- ② 廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動の促進を図るとともに、市民及び事業者の廃棄物に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。

#### (2) 市民の責務

- ① 廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、生じた廃棄物をなるべく自ら適正に処分する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- ② 廃棄物の減量及び適正処理に係る市の施策に協力しなければならない。

#### (3) 事業者の責務

- ① 廃棄物の発生を抑制し、再利用を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。
- ② その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、廃棄物の散乱の防止に努めなければならない。
- ③ 廃棄物の減量及び適正処理に係る市の施策に協力しなければならない。

## 4-2 基本施策

---

一関市環境基本計画に掲げる次の事項を本計画の基本施策として位置づけ、市、市民、事業者が具体的な取組を定めます。

- (1) 廃棄物の減量化と資源化、再利用の促進
  - ① 廃棄物の発生抑制
  - ② 資源化と再利用の推進
- (2) 廃棄物を効率的に処理する仕組みの構築
  - ① 廃棄物の適正処理の推進
  - ② 不法投棄・ポイ捨ての防止

## 5. 具体的な取組

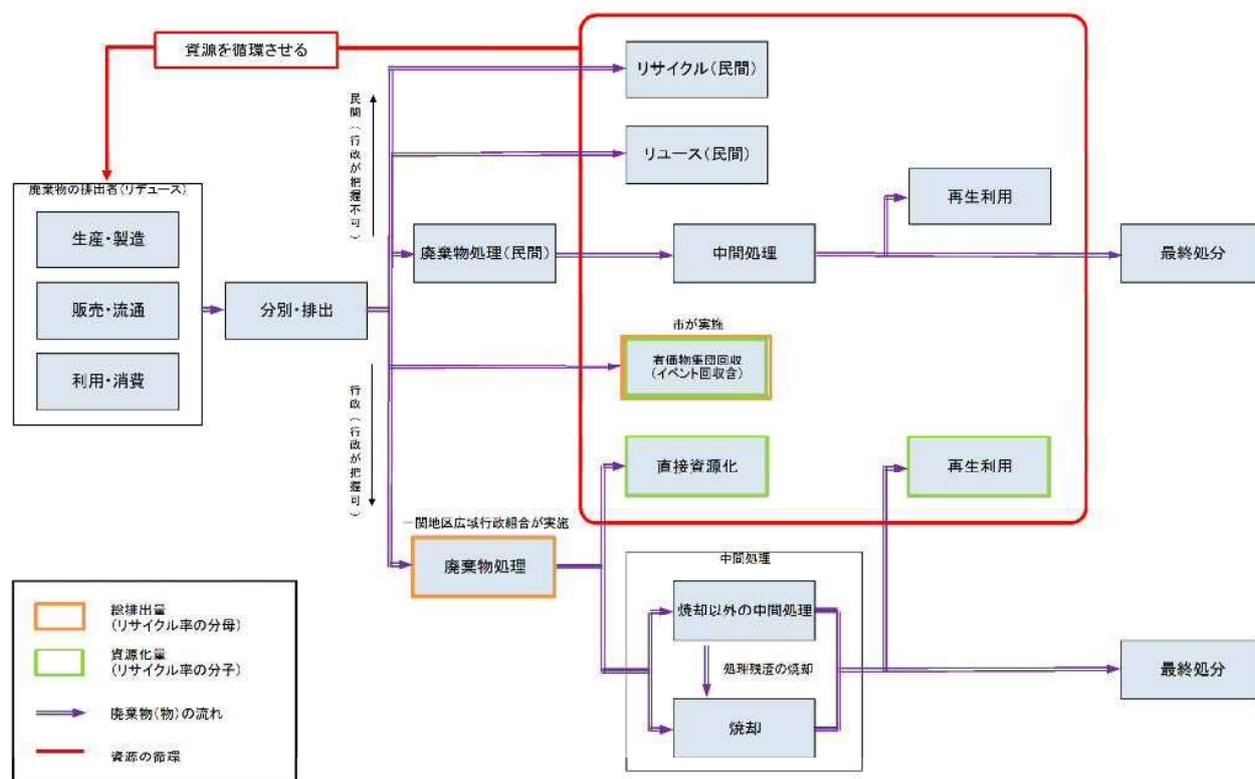
### 5-1 廃棄物を資源として循環させる仕組み

廃棄物の減量化及び資源化をさらに進めるには、市民や事業者の皆さんがそれぞれ普段の生活（行動）を見つめ直し、出来ることからひとつずつ取り組む必要があります。

市は、廃棄物の減量化及び資源化を図るため、廃棄物を資源として循環させる仕組み（図9）に着目し、各段階に応じた具体的な取組を推進します。

また、本計画では、市民や事業者が3R推進のためにすぐ出来る取組事例や心がけについて「市民の具体的な取組」「事業者の具体的な取組」として紹介しますので、できることから取り組んでみましょう。

図9 廃棄物が資源として循環する仕組み（イメージ図）



◆ 廃棄物の減量化及び資源化に向けた取組として、3Rの他にも心がけるべき“R”から始まるさまざまな行動がありますので紹介します。

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| Refuse : リフューズ      | 不要なものは受け取らない   |
| Repair : リペア        | 修理して使う         |
| Rental : レンタル       | 使用頻度が少ないものは借りる |
| Renewable : リニューアブル | 再生可能な資源に切り替える  |

## 5-2 市の具体的な取組

### (1) 廃棄物の発生抑制（リデュース）の段階

- ① マイバッグやマイボトルなどの持ち歩きを促進し、レジ袋などの削減を図ります。
- ② 簡易包装、詰替え用商品の購入や量り売りの利用を推進します。
- ③ 生ごみ減量機器の購入助成により生ごみ減量機器の普及を図り、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進します。
- ④ 食品ロス削減のため、家庭や飲食店などにおける「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」※1などの取組を推進します。
- ⑤ フードバンク、フードポスト、フードドライブ※2などの情報を収集し、利用を促進します。
- ⑥ 使用頻度が少ない物など、レンタルやシェアリングなどのサービスの情報を収集し、利用を促進します。
- ⑦ グリーン購入法の基本方針に基づく環境物品など（リサイクル製品など、環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達に努めます。
- ⑧ スプーンやストローなど使い捨てプラスチック（ワンウェイプラスチック）の廃棄を減らす取組を促進します。

### (2) 再使用と再生利用の推進（リユース・リサイクル）の段階

- ① 有価物集団回収に取り組む地域の団体などに対して助成し、取組のさらなる普及拡大を促進します。
- ② 多くの市民が集団回収に参加できるよう、有価物集団回収に取り組む団体のうち、地域の資源回収の拠点とすることが可能な団体と連携を図ります。
- ③ 古着や使用済小型家電のイベント回収を実施し、資源化を推進します。
- ④ 店頭回収など資源物の独自回収を行う事業者（小売事業者、団体）やリユースショップとの連携により、その取組を推進します。
- ⑤ リユースやリサイクルのサービスをインターネットやスマートフォンのアプリなどで展開する事業者との連携を検討します。
- ⑥ 事業者における廃棄物の減量化及び資源化の取組や環境配慮行動を促進します。
- ⑦ 市役所などの公共施設から排出する廃棄物の減量化及び資源化の取組を推進します。

※1 残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動

「30・10」をキーワードにした次の食品ロス削減の取組を呼びかける。

家庭では、毎月30日を“冷蔵庫クリーンアップデー” 毎月10日を“もったいないクッキングデー”、として食材を使い切る取組。

宴会や会食では、最初の30分間と最後の10分間は料理を楽しむ時間とし、食べ残しを減らす取組。

※2 フードバンク : 「食料銀行」を意味する社会福祉活動の一環で、食べられる状態であるにもかかわらず、様々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている方や施設に届ける活動。

フードポスト : フードバンクへの食べ物を集める受付場所、拠点。

フードドライブ : 学校や職場で食べ物を持ち寄り、集めたものをまとめて施設やフードバンクを実施している団体に寄付する活動。

### (3) 分別・排出の段階

- ① 市民に対し、リユースやリサイクルの方法について、具体的な選択肢（排出先）を提示し、その利用を促進します。
- ② 一関地区広域行政組合と連携し、ごみ分別アプリ、家庭ごみ収集カレンダー、ごみの分け方・出し方テキストなどの活用による、分別の徹底と適切な排出について周知を図ります。
- ③ 地域や各種団体が開催するごみ分別教室や各種イベントなどにおいて、ごみの分別方法の周知を図ります。
- ④ 公衆衛生組合や、ごみ問題対策巡視員など地域の協力を得ながら、分別の徹底を図ります。
- ⑤ 一関地区広域行政組合や平泉町と連携し、新しい廃棄物処理施設の整備にあわせて、分別や収集の仕組みづくりについて、研究及び検討します。
- ⑥ 一関地区広域行政組合と連携し、粗大ごみの排出方法について、研究及び検討します。
- ⑦ 各種リサイクル法に基づく排出方法の周知を図ります。

### (4) 廃棄物の処理の段階

- ① 一関地区広域行政組合が行う、使用済小型家電回収事業など廃棄物の資源化の取組を促進します。
- ② 一関地区広域行政組合と連携し、廃棄物の資源化について研究及び検討します。

### (5) その他

- ① 施策の推進には、市民、事業者、公衆衛生組合連合会など関係団体の理解と協力が必要であることから、市広報紙や市ホームページ、コミュニティFM、ケーブルテレビなどの多様な媒体を活用した広報に努めます。
- ② ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平性、排出者の意識改革につながり、発生抑制に有効と考えられることから、国のガイドライン並びに県内及び周辺自治体の動向などを情報収集し、一関地区広域行政組合と連携し検討します。
- ③ 震災や水害などの自然災害により、一時的に多量排出される廃棄物については、衛生状態を保持する必要があることから、市の災害廃棄物処理計画に基づき、周辺自治体や廃棄物処理事業者などの関係団体と連携して適正な処理に努めます。

### 5-3 市民の具体的な取組

---

#### (1) 発生抑制（リデュース）に関する取組

- ① 生ごみの水切り、生ごみ処理機の利用などにより廃棄物の減量化に努めましょう。
- ② マイバッグやマイボトルを持ち歩き、必要のないものは購入しない（無料でも断る）よう心がけましょう。
- ③ 購入するときは、長持ちするものを選び、処分するときのことを考えて商品を選択しましょう。
- ④ 簡易包装、詰替え用商品の購入や量り売りの利用を心がけましょう。
- ⑤ 購入した物を大切に使用し、故障したものでも修理できるものは修理し、長く使用しましょう。
- ⑥ 必要なときに必要な分だけ購入しましょう。
- ⑦ 消費期限と賞味期限の違いを正しく理解し、残っている食材から使うなど食材を大切にし、上手に食べきるなど食品ロス削減の取組に努めましょう。（家庭での「残さず食べよう！30・10運動」）
- ⑧ 家庭で余っている常温で長持ちする食品は、フードバンク、フードポスト、フードドライブなどに協力しましょう。
- ⑨ 使用頻度が少ない物は、レンタルやシェアリングなどのサービスを活用しましょう。
- ⑩ スプーンやストローなど使い捨てプラスチック（ワンウェイプラスチック）の過剰な使用を控えるなど、プラスチック使用製品を上手に使用する工夫をしましょう。

#### (2) 再使用と再生利用の推進（リユース・リサイクル）に関する取組

- ① 小売事業者などが行う店頭回収など独自の資源回収を積極的に利用しましょう。
- ② 地域などが行う有価物の集団回収に積極的に参画しましょう。
- ③ 不要になったもので再使用が可能なものは、家族や知人に譲ったり、リユースショップなどの店舗を利用したり、インターネットやスマートフォンのアプリなどで展開するリユース・リサイクルのサービスを積極的に活用しましょう。
- ④ 商品を購入する際は、物を循環させるための仕組みが活性化するよう、リユース・リサイクルの商品を選択しましょう。
- ⑤ 各種リサイクル法に基づきリサイクルされる物については、定められたルールに従って正しく処分しましょう。
- ⑥ リユースできない古着や使用済小型家電は廃棄物とせず、市などが行う資源回収に協力し、リサイクルに努めましょう。

### (3) 廃棄物の処理に関する取組

- ① リサイクルの第一歩は、廃棄物の分別です。ごみの分別方法を確認し、資源化に努めましょう。
- ② ごみ集積所は、利用する地域自らが管理するものです。分別方法や集積所の利用方法を守り、適切に利用しましょう。
- ③ 不法投棄は犯罪です。適正な廃棄物の処理に努めましょう。
- ④ 地域が行う清掃活動などの取組に積極的に参画しましょう。

## 5-4 事業者の具体的な取組

---

### (1) 発生抑制（リデュース）に関する取組

- ① 原材料の選択や製造工程の工夫などにより、事業活動に伴う廃棄物の発生抑制に取り組みましょう。
- ② すぐに故障しないような耐久性のある製品の製造や販売に努めましょう。
- ③ 過剰包装を控え、適切な包装に努めましょう。また、詰替え商品や量り売りなどの商品の取扱いに努めましょう。
- ④ レジ袋などの削減のためにマイバッグの持ち歩きを働きかけましょう。
- ⑤ 過剰な生産（製造）にならないよう、需要に見合った生産（製造）に努めましょう。
- ⑥ 商品の生産（製造）過程でロスが生じないための技術を取り入れましょう。
- ⑦ 販売・流通過程で生じる廃棄物を少なくするよう努めましょう。
- ⑧ スプーンやストローなど使い捨てプラスチック（ワンウェイプラスチック）について、環境に配慮した代替品を使用するなどのプラスチック廃棄物の削減に取り組みましょう。

### (2) 再使用と再生利用の推進（リユース・リサイクル）に関する取組

- ① 資源物の分別とリサイクルに取り組みましょう。
- ② 店頭回収など資源回収を実施している場合は、市民に積極的に呼びかけましょう。
- ③ リサイクルしやすい商品の開発、製造、販売に努めましょう。
- ④ 再生利用可能な資材などは、自社での再生利用や他の産業の原料などに活用するなど可能な取組に努めましょう。
- ⑤ 不要になった常温で長持ちする食品をフードバンク、フードポスト、フードドライブなどに協力するなど、食品廃棄物の削減に取り組みましょう。
- ⑥ 農林水産物の生産過程で生じる規格外の物を活用する仕組みを検討しましょう。
- ⑦ 各種リサイクル法に基づきリサイクルされる物については、定められたルールに従って正しく処分しましょう。

### (3) 廃棄物の処理に関する取組

- ① 事業活動に伴って発生する廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に大別されます。事業者は自らの責任において、関係法令に基づき適正に処理しましょう。

## 6. 計画の推進

### 6-1 計画の推進

---

本市は、本計画の具体的な取組を実効あるものとするため、毎年度実施計画を定め各種の取組を実行していきます。

また、PDCAサイクルを用いて進行管理を行うとともに、一関市廃棄物減量等推進審議会に対して取組状況等を報告し、その意見等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# 令和 5（2023）年度における一般廃棄物処理事業の概要

令和 7 年 5 月 28 日 岩手県環境生活部資源循環推進課

県では、環境省が全国の市区町村、一部事務組合及び広域連合を対象に実施している「一般廃棄物処理事業実態調査（令和 5 年度実績）」の調査結果に基づき、一般廃棄物（ごみ・し尿）の排出・処理状況、廃棄物処理事業経費及び一般廃棄物処理施設の整備状況等について、以下のとおり取りまとめました。

なお、端数処理の都合により、合計値が一致しない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

## I ごみ処理

### 1 ごみの排出状況

#### （1）ごみ総排出量

令和 5 年度における県内のごみ総排出量は**376,721 トン**で、対前年度比で**15,792 トン（4.0%）減少**した。なお、この排出量は、東京ドームの1.0杯分、岩手県庁舎を枳に例えると14.8杯分に相当する。

また、**県民一人 1 日当たりごみ排出量は 875 g**で、前年度の 901 g から**26 g（2.9%）減少**した。

※ごみ総排出量＝市町村等による計画収集量＋施設への直接搬入量＋集団回収量

※東京ドームの容積1,240千 $\text{m}^3$ 、県庁の容積85千 $\text{m}^3$ （ごみの比重0.3トン/ $\text{m}^3$ として算出）

#### （2）生活系ごみ排出量

各家庭から排出された**生活系ごみ排出量は 260,658 トン**で、対前年度比で**13,756 トン（5.0%）減少**した。

また、**県民一人 1 日当たり生活系ごみ排出量は 606 g**で、前年度の 630 g から**24 g（3.8%）減少**した。

#### （3）家庭系ごみ排出量

家庭系ごみとは、上記（2）の生活系ごみ排出量のうち、資源となるもの（資源ごみ及び集団回収量）を除いた量。**家庭系ごみ排出量は 214,089 トン**で、対前年度比で**9,726 トン（4.3%）減少**した。

また、**県民一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量は 497 g**で、前年度の 514 g から**17 g（3.3%）減少**した。

※家庭系ごみ排出量＝生活系ごみ排出量－（資源ごみ＋集団回収量）

#### （4）事業系ごみ排出量

スーパー等の小売店やオフィス、飲食店・宿泊施設といった事業所から排出された**事業系ごみ排出量は 116,063 トン**で、対前年度比で**2,036 トン（1.7%）減少**した。また、**県民一人 1 日当たり事業系ごみ排出量は 270 g**で、前年度の 270 g から**1 g（0.4%）減少**した。

※事業系ごみ排出量は、事業所等から排出されるものであるが、全国との比較等のため、県民一人 1 日当たり換算して算出している。

表-1 ごみ排出量の推移

項目	年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
総人口(人)		1,279,875	1,266,552	1,252,038	1,238,207	1,223,946	1,209,697	1,193,904	1,176,017
ごみ排出量(t)		430,106	426,270	424,967	420,164	405,527	401,035	392,513	376,721
うち生活系ごみ(t)		294,613	291,350	290,037	288,386	285,440	281,161	274,414	260,658
うち家庭系ごみ(t)		233,823	231,995	231,398	232,255	232,430	228,799	223,815	214,089
うち事業系ごみ(t)		135,493	134,920	134,930	131,778	120,087	119,874	118,099	116,063
県民一人1日当たりごみ排出量(g)		921	922	930	927	908	908	901	875
うち生活系ごみ(g)		631	630	635	636	639	637	630	606
うち家庭系ごみ(g)		501	502	506	512	520	518	514	497
うち事業系ごみ(g)		290	292	295	291	269	271	271	270

県では、平成31年3月に「いわて県民計画(2019~2028)」を、令和3年3月に「第三次岩手県循環型社会形成推進計画(R3~R7)」を策定し、“地域循環共生圏を3Rで支える持続可能ないわて”の形成を目指して、廃棄物の発生抑制(リデュース)及び再使用(リユース)を優先する2Rを基調としたライフスタイルへの転換を図ることとしている。

なお、いわて県民計画の「第2期アクションプラン」では、次のとおり指標を定めている。

■第2期アクションプランにおける指標

指標名	現状値	年度目標値			計画目標値
	R3	R5	R6	R7	R8
一人1日当たり家庭系ごみ(資源になるものを除く)排出量(g)	520 <sup>(R2)</sup>	513 <sup>(R4)</sup>	507 <sup>(R5)</sup>	500 <sup>(R6)</sup>	493 <sup>(R7)</sup>

※右上に( )を付した数値は表頭以外の年度の実績値を示しています

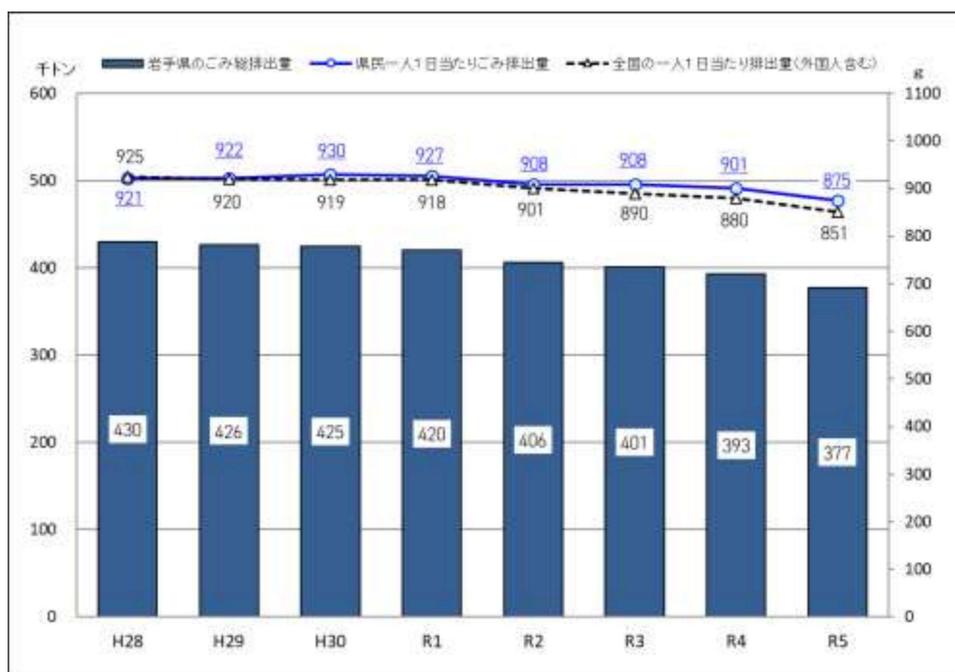


図-1 ごみ排出量と県民一人1日当たりごみ排出量の推移

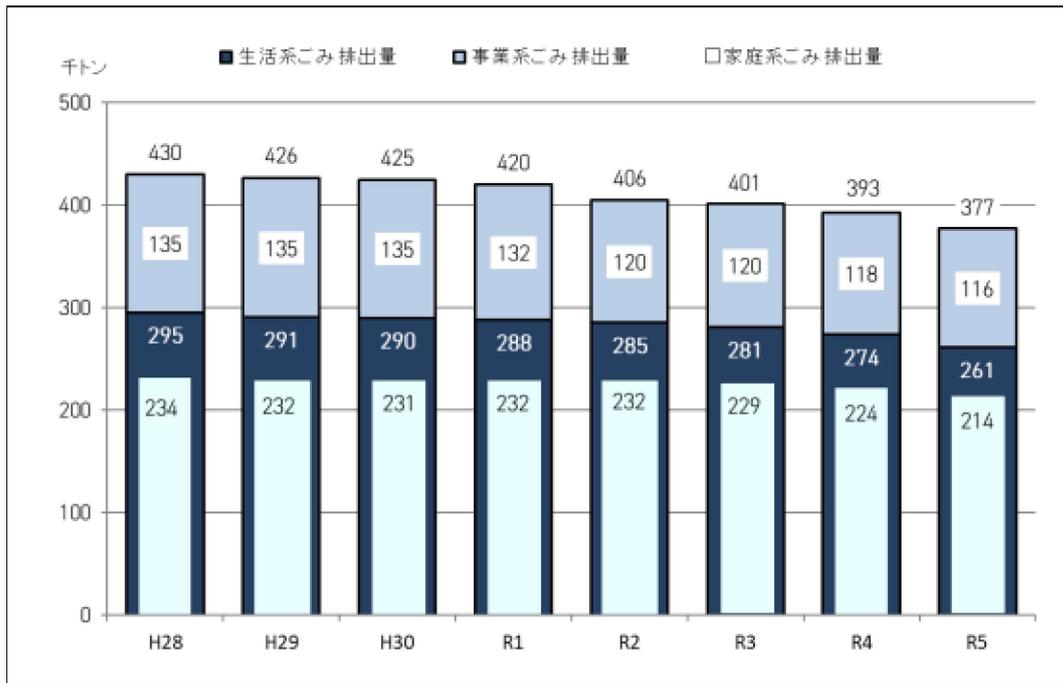


図-2 ごみの排出量の推移

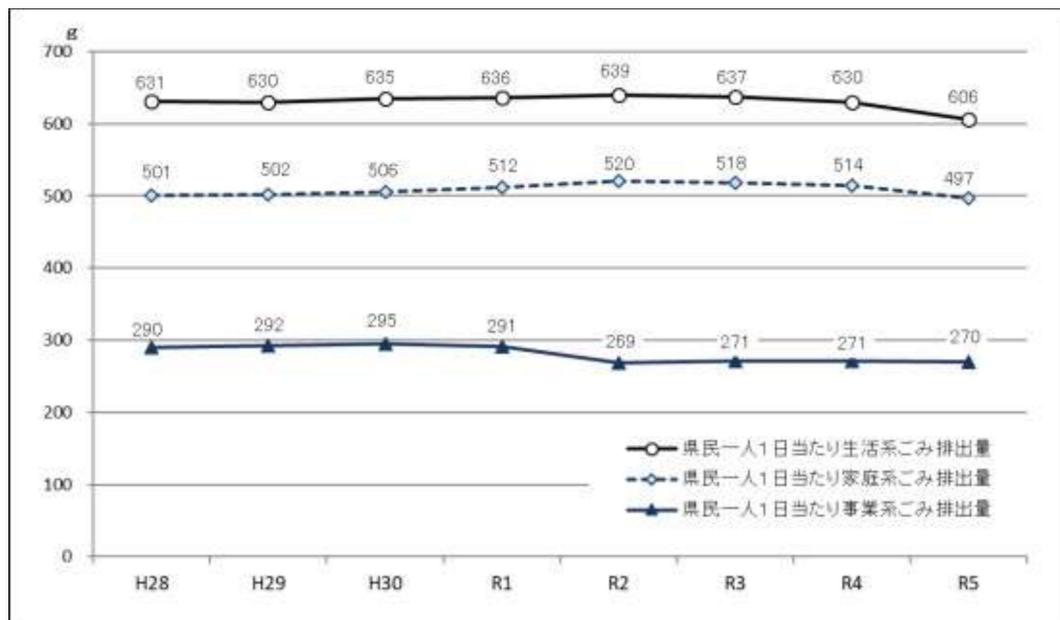


図-3 県民一人1日当たりごみ排出量の推移

(5) 各市町村における家庭系ごみの排出状況

県内33市町村のうち、一人1日当たり家庭系ごみ排出量が最も少なかったのは北上市の399g、次いで葛巻町の403g、金ヶ崎町の412gであった。

一方、一人1日当たり家庭系ごみ排出量が最も多かったのは八幡平市の668gで、次いで大船渡市の630g、雫石町の624gであった。

なお、北上市においては、平成20年12月から家庭ごみの手数料有料化事業を実施している。

表-2 市町村別一人1日当たり家庭系ごみ排出量（令和5年度）

市町村名	排出量(g)	市町村名	排出量(g)	市町村名	排出量(g)
盛岡市	456	八幡平市	668	住田町	589
宮古市	604	奥州市	498	大槌町	486
大船渡市	630	滝沢市	545	山田町	587
花巻市	450	雫石町	624	岩泉町	538
北上市	399	葛巻町	403	田野畑村	520
久慈市	611	岩手町	541	普代村	579
遠野市	490	紫波町	419	軽米町	451
一関市	514	矢巾町	451	野田村	533
陸前高田市	536	西和賀町	440	九戸村	506
釜石市	556	金ヶ崎町	412	洋野町	540
二戸市	580	平泉町	504	一戸町	475
				県平均	497

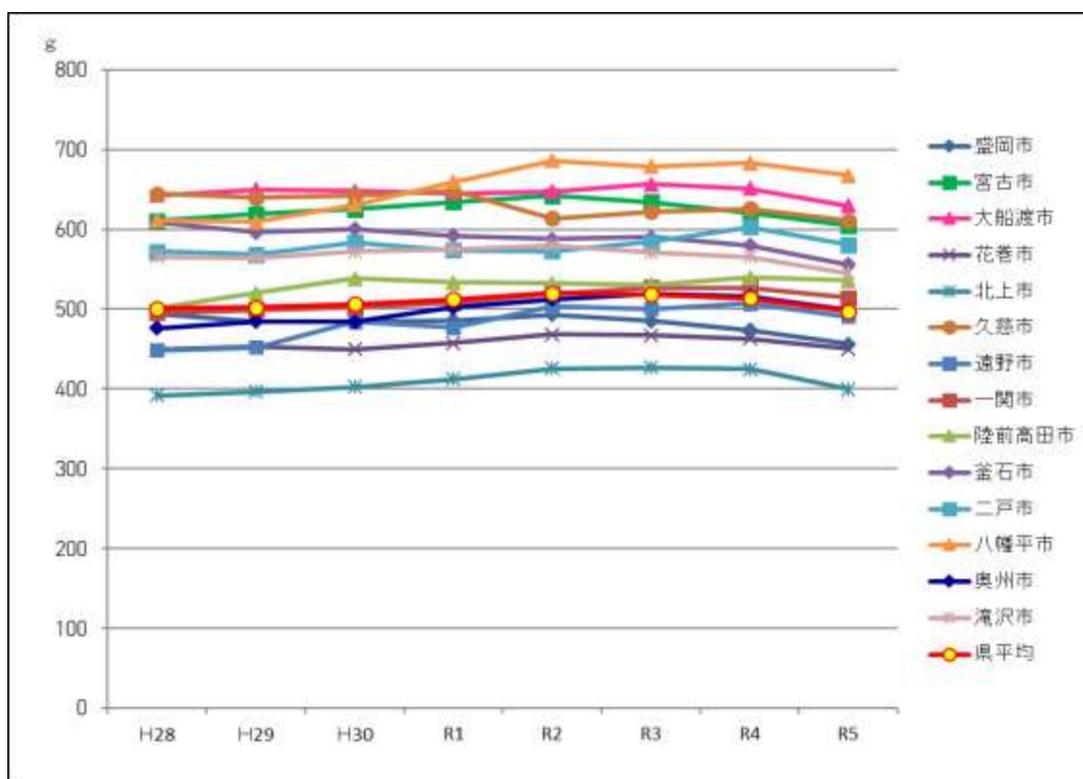


図-4 (1) 県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移（市部）

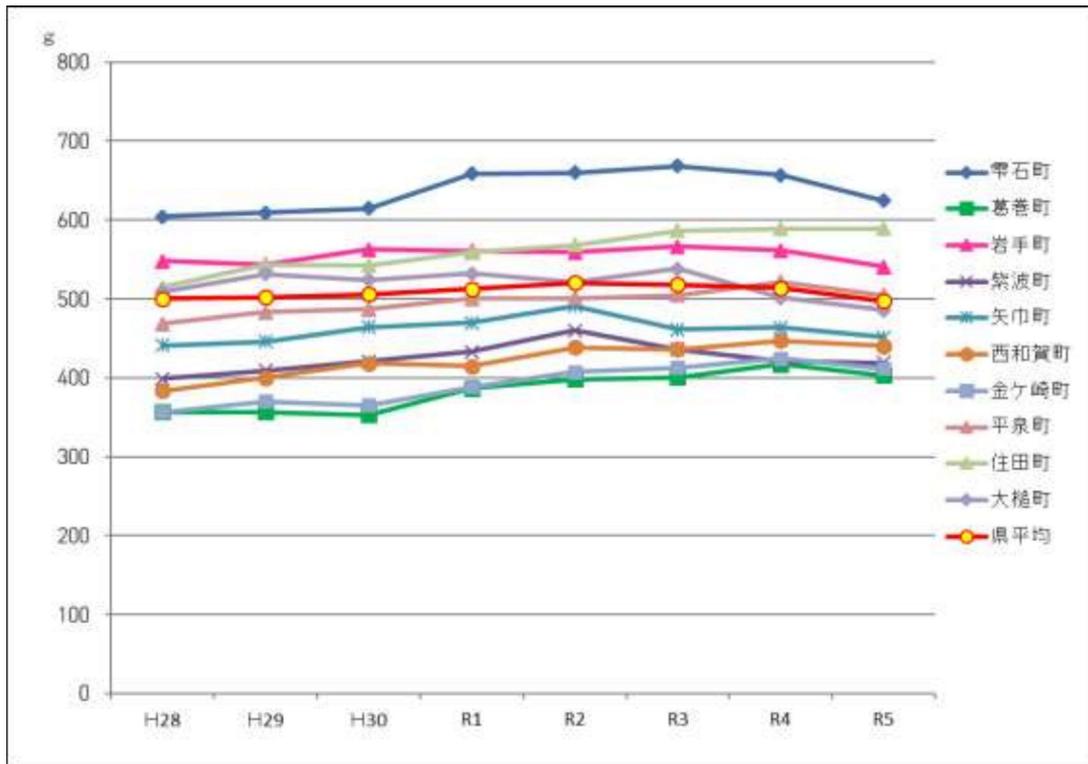


図-4 (2) 県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移 (町村部)

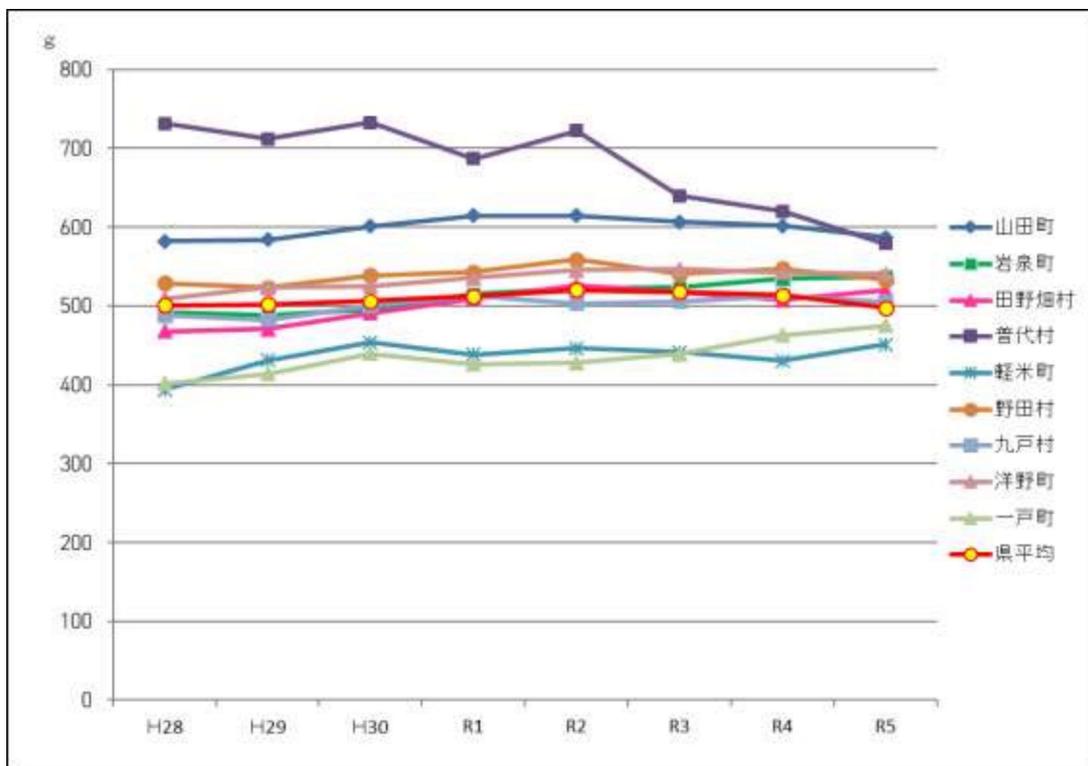


図-4 (3) 県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移 (町村部)

表-3 市町村別一人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移

排出量	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
300g以下								
300g～350g								
351g～400g	金ヶ崎町 357 葛巻町 357 西和賀町 383 北上市 392 軽米町 394 紫波町 399	葛巻町 356 金ヶ崎町 370 北上市 396 西和賀町 400	葛巻町 353 金ヶ崎町 365	葛巻町 386 金ヶ崎町 388	葛巻町 398	葛巻町 400		北上市 399
401g～450g	一戸町 402 矢巾町 441 遠野市 448 花巻市 449	紫波町 409 一戸町 414 軽米町 431 矢巾町 446	北上市 402 西和賀町 418 紫波町 421 一戸町 439 花巻市 450	北上市 412 西和賀町 415 一戸町 426 紫波町 433 軽米町 438	金ヶ崎町 407 北上市 426 一戸町 428 西和賀町 439 軽米町 446	金ヶ崎町 413 北上市 427 西和賀町 436 紫波町 438 一戸町 439 軽米町 442	葛巻町 417 紫波町 421 金ヶ崎町 425 北上市 425 軽米町 430 西和賀町 447	葛巻町 403 金ヶ崎町 412 紫波町 419 西和賀町 440 花巻市 450
451g～500g	田野畑村 468 平泉町 468 奥州市 476 九戸村 488 岩泉町 492 盛岡市 494 一関市 496	遠野市 452 花巻市 452 田野畑村 471 九戸村 483 平泉町 483 奥州市 485 盛岡市 485 岩泉町 488 一関市 499	軽米町 453 矢巾町 464 奥州市 484 盛岡市 484 遠野市 484 平泉町 487 田野畑村 491 岩泉町 496 九戸村 500	花巻市 457 矢巾町 470 遠野市 477 盛岡市 486 平泉町 500	紫波町 460 花巻市 468 矢巾町 491 盛岡市 493	矢巾町 461 花巻市 467 盛岡市 485 遠野市 500	一戸町 463 花巻市 463 矢巾町 463 盛岡市 474	矢巾町 451 軽米町 451 盛岡市 456 一戸町 475 大槌町 486 遠野市 490 県平均 497 奥州市 498
501g～550g	県平均 501 陸前高田市 501 大槌町 509 洋野町 510 住田町 515 野田村 529 岩手町 548	県平均 502 陸前高田市 520 野田村 523 洋野町 524 平泉町 532 住田町 543 岩手町 544	一関市 502 県平均 506 大槌町 524 洋野町 525 陸前高田市 538 野田村 539 住田町 543	奥州市 502 一関市 508 田野畑村 510 遠野市 512 奥州市 513 一関市 513 岩泉町 515 大槌町 532 陸前高田市 533 洋野町 536 野田村 543	平泉町 501 九戸村 503 遠野市 503 奥州市 512 一関市 520 県平均 520 岩泉町 521 大槌町 521 陸前高田市 522 洋野町 526 野田村 532 洋野町 545	平泉町 505 九戸村 506 田野畑村 518 九戸村 513 県平均 514 奥州市 516 一関市 521 洋野町 527 岩泉町 535 陸前高田市 540 野田村 547	大槌町 501 遠野市 507 田野畑村 508 九戸村 513 県平均 514 奥州市 516 一関市 521 洋野町 527 岩泉町 535 陸前高田市 540 野田村 547	平泉町 504 九戸村 506 一関市 514 田野畑村 520 野田村 533 陸前高田市 536 岩泉町 538 洋野町 540 岩手町 541 滝沢市 545
551g～600g	滝沢市 565 二戸市 572 山田町 582	滝沢市 564 二戸市 568 山田町 584 釜石市 596	岩手町 563 滝沢市 572 二戸市 583 釜石市 600	住田町 559 岩手町 561 二戸市 574 滝沢市 575 釜石市 592	野田村 559 岩手町 559 住田町 568 二戸市 572 滝沢市 580 釜石市 588	岩手町 566 滝沢市 571 二戸市 584 住田町 587 釜石市 590	岩手町 561 滝沢市 566 釜石市 580 住田町 589	釜石市 556 普代村 579 二戸市 580 山田町 587 住田町 589
601g～650g	雫石町 604 釜石市 608 宮古市 610 八幡平市 611 大船渡市 643 久慈市 644	雫石町 609 八幡平市 610 宮古市 619 久慈市 639 大船渡市 650	山田町 601 雫石町 615 宮古市 625 八幡平市 631 久慈市 642 大船渡市 648	山田町 615 宮古市 634 大船渡市 645 久慈市 648	久慈市 614 山田町 615 宮古市 642 大船渡市 647	山田町 607 久慈市 622 宮古市 634 普代村 640	山田町 602 二戸市 603 普代村 620 宮古市 620 久慈市 626	宮古市 604 久慈市 611 雫石町 624 大船渡市 630
651g～700g				雫石町 659 八幡平市 660 普代村 687	雫石町 660 八幡平市 686	大船渡市 656 雫石町 669 八幡平市 679	大船渡市 651 雫石町 657 八幡平市 683	八幡平市 668
701g以上	普代村 731	普代村 712	普代村 733		普代村 722			

(単位:g)

(6) ごみの収集区分別排出量

令和5年度におけるごみの収集区分別の排出量は、「可燃ごみ」が最も多く全体の74.9%を占めている。可燃ごみ以外では、「資源ごみ」が9.5%、「不燃ごみ」と「粗大ごみ」で3.9%となっており、この構成比は、ほぼ横ばいで推移している。

表-4 ごみの収集区分別の推移

年度	H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)	
	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比
可燃ごみ	304,819	74.4	301,944	74.2	298,982	73.6	297,722	73.9	286,428	73.2	286,566	74.0	282,153	74.3	273,424	74.9
不燃ごみ	13,020	3.2	12,655	3.1	12,507	3.1	12,146	3.0	12,480	3.2	11,985	3.1	11,474	3.0	10,755	2.9
資源ごみ	41,158	10.0	40,572	10.0	40,289	9.9	39,161	9.7	38,868	9.9	38,492	9.9	37,418	9.9	34,699	9.5
粗大ごみ	3,478	0.8	3,471	0.9	3,719	0.9	3,693	0.9	4,048	1.0	4,068	1.0	3,906	1.0	3,642	1.0
その他	11,819	2.9	11,377	2.8	11,041	2.7	10,556	2.6	9,926	2.5	9,702	2.5	9,383	2.5	8,896	2.4
直接搬入ごみ	35,633	8.7	37,078	9.1	39,731	9.8	39,618	9.8	39,730	10.1	36,639	9.5	35,277	9.3	33,577	9.2
合計	409,927	100.0	407,097	100.0	406,269	100.0	402,896	100.0	391,480	100.0	387,452	100.0	379,611	100.0	364,993	100.0

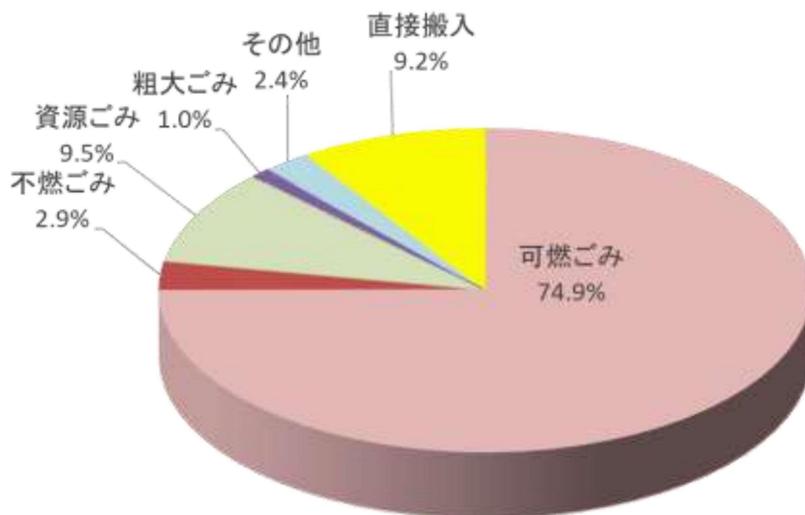


図-5 ごみの収集区分別排出量の割合（令和5年度）



図-6 ごみの収集区分別排出量の推移

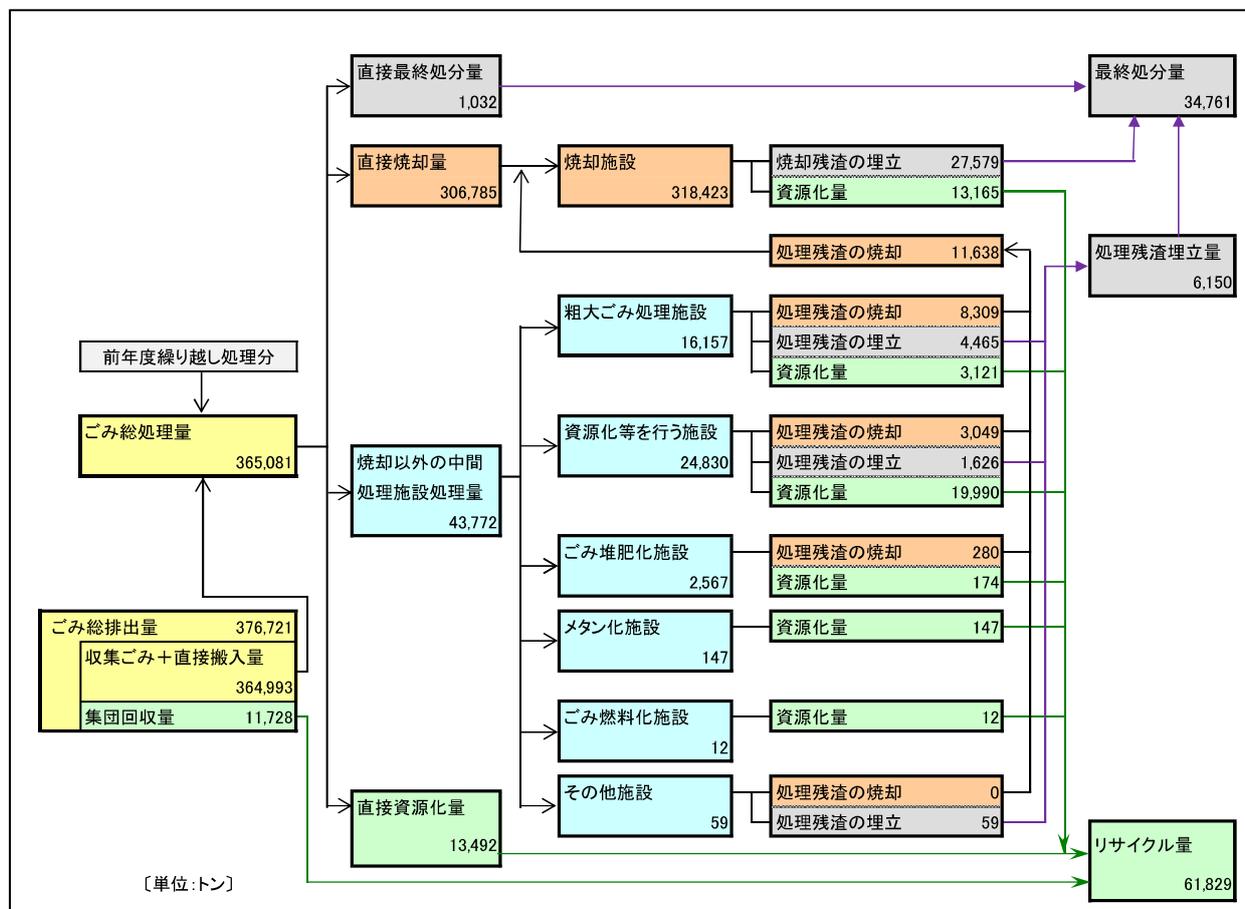
## 2 ごみの処理状況

### (1) ごみの処理状況

排出されたごみの処理の流れはフロー図（図－7）のとおり。

ごみ総処理量は365,081トンであり、そのうち、焼却、破碎・選別等により中間処理された量（中間処理量）は350,557トン（96.0%）、再生業者等へ直接搬入された量（直接資源化量）は13,492トン（3.7%）で、この両者でごみの総処理量の99.7%を占める。

※ごみ総処理量＝直接最終処分量＋直接焼却量＋焼却以外の中間処理施設処理量＋直接資源化量



図－7 ごみ処理フロー図（令和5年度）

表－5 ごみ処理量の推移

項目	年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
ごみ総処理量		409,372	406,963	405,859	402,930	391,598	387,365	379,152	365,081
直接焼却量		342,876	341,022	338,407	336,964	325,629	322,901	317,083	306,785
直接最終処分量		1,590	1,789	2,057	1,727	1,204	1,165	1,144	1,032
焼却以外の中間処理施設処理量		48,512	48,093	49,638	49,265	49,854	48,301	46,320	43,772
直接資源化量		16,394	16,059	15,757	14,974	14,911	14,998	14,605	13,492

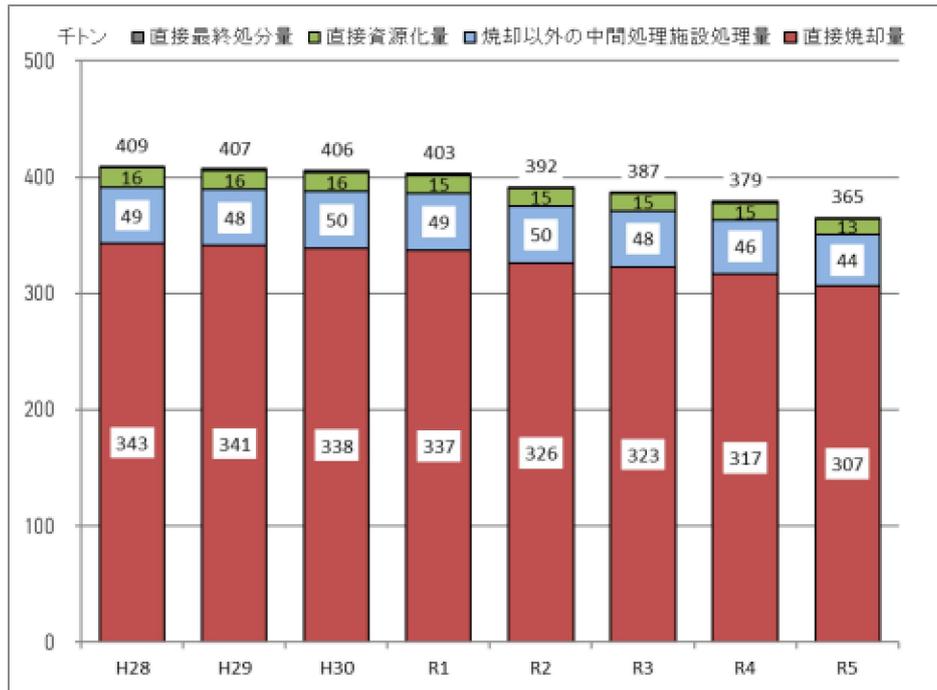


図-8 ごみの処理の推移

(2) 焼却処理量・最終処分量の状況

焼却施設処理量は**318,423トン**で前年度から**10,993トン** (3.3%) **減少**、最終処分量は**34,761トン**で前年度から**1,895トン** (5.2%) **減少**した。なお、最終処分量34,761トンは、岩手県庁舎を枡に例えると**0.5杯分**に相当する (埋立てごみの比重0.8トン/m<sup>3</sup>として算出)。

また、環境負荷の大きい焼却・最終処分量 (焼却施設資源化量と焼却残渣埋立量を除く) は、**312,440トン**で前年度から**11,005トン** (3.4%) **減少**し、**県民一人1日当たり焼却・最終処分量は726g**で前年度の742gよりも**16g減少**した。

表-6 焼却・最終処分量の推移

項目	年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
焼却施設処理量(t)		353,939	352,503	351,040	349,562	339,135	335,548	329,416	318,423
最終処分量(t)		40,609	40,788	41,305	41,265	37,829	37,405	36,656	34,761
焼却・最終処分処理量(t)		347,379	343,774	343,689	341,713	331,774	328,841	323,445	312,440
県民一人1日当たり焼却・最終処分量(g)		744	744	752	754	743	745	742	726

■第2期アクションプランにおける指標

指標名	現状値	年度目標値			計画目標値
	R3	R5	R6	R7	R8
一般廃棄物の最終処分量(千トン)	37.8 <sup>(R2)</sup>	37.0 <sup>(R4)</sup>	36.6 <sup>(R5)</sup>	36.2 <sup>(R6)</sup>	35.8 <sup>(R7)</sup>

※右上に ( ) を付した数値は表頭以外の年度の実績値を示しています

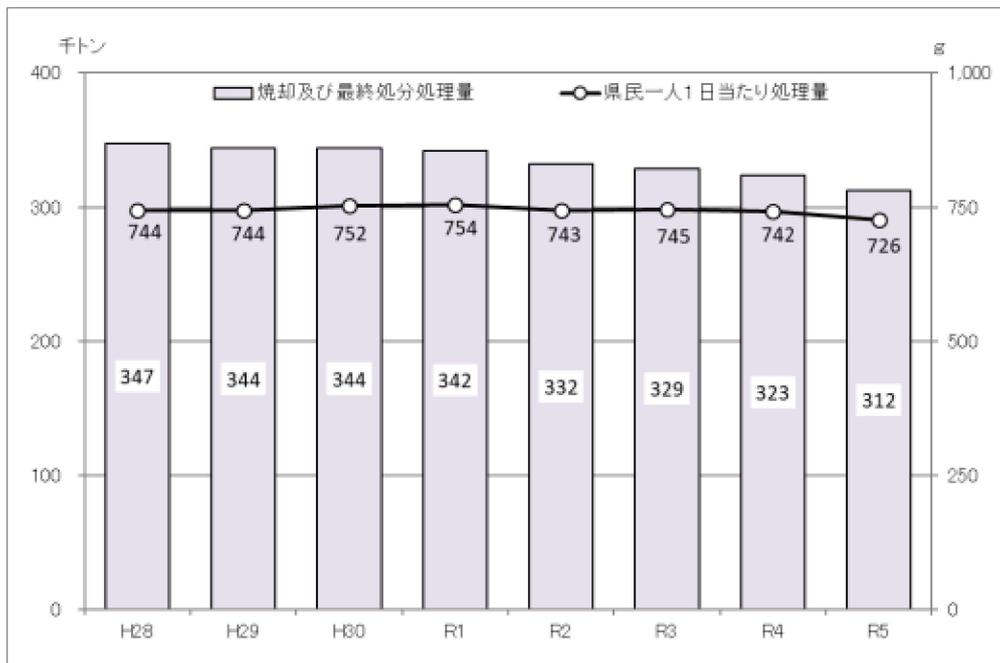


図-9 焼却及び最終処分量の推移

(3) リサイクルの状況

リサイクル量は61,829トンで、前年度から3,864トン(5.9%)減少した。県民一人当たりの年間リサイクル量は、52.6kgで、前年度から2.4kg減少し、ここ数年減少傾向にある。

また、リサイクル率は16.4%で、前年度から0.4ポイント下降した。

※リサイクル量=直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量

※リサイクル率=リサイクル量/(ごみ総処理量+集団回収量)

表-7 リサイクル量の推移

項目	年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
リサイクル量(t)		77,751	78,609	77,228	73,956	70,998	68,760	65,693	61,829
直接資源化量(t)		16,394	16,059	15,757	14,974	14,911	14,998	14,605	13,492
中間処理後再生利用量(t)		41,178	43,377	42,773	41,714	42,040	40,179	38,186	36,609
集団回収量(t)		20,179	19,173	18,698	17,268	14,047	13,583	12,902	11,728
県民一人当たり年間リサイクル量(kg)		60.7	62.1	61.7	59.7	58.0	56.8	55.0	52.6
リサイクル率(%)		18.1	18.4	18.2	17.6	17.5	17.1	16.8	16.4



図-10 リサイクル量及びリサイクル率の推移

(4) 各市町村におけるリサイクルの状況

県内33市町村のうち、リサイクル率が最も高かったのは岩泉町の29.6%で、次いで田野畑村の28.1%、葛巻町の27.0%であった。

一方、リサイクル率が最も低かったのは奥州市の8.9%で、次いで八幡平市の9.8%、金ヶ崎町の9.9%であった。

リサイクル率は、焼却施設が熔融炉の場合、熔融スラグやメタルがリサイクル資材として活用されるため、全体的にみると熔融炉で処理を行っている市町村においてリサイクル率が高い傾向にある。

また、岩手中部広域行政組合や一関地区広域行政組合では、焼却後の処理残渣をセメント工場に搬入しリサイクルを行っている。

表-8 各市町村のリサイクル率・一人当たり年間リサイクル量(令和5年度)

市 部			町 村 部					
市名	リサイクル率 (%)	1人当たり年間リサイクル量 (kg)	町村名	リサイクル率 (%)	1人当たり年間リサイクル量 (kg)	町村名	リサイクル率 (%)	1人当たり年間リサイクル量 (kg)
盛岡市	15.0	50.8	雫石町	21.3	88.0	軽米町	13.0	29.9
宮古市	11.5	42.6	葛巻町	27.0	80.6	野田村	12.2	35.9
大船渡市	19.1	50.5	岩手町	15.2	46.0	九戸村	11.4	27.8
花巻市	19.5	62.3	紫波町	20.9	57.7	洋野町	11.9	32.5
北上市	22.2	61.0	矢巾町	19.5	77.0	一戸町	18.6	49.6
久慈市	10.9	38.4	西和賀町	19.6	60.1	県平均	16.4	52.6
遠野市	26.1	80.1	金ヶ崎町	9.9	26.4			
一関市	16.6	49.7	平泉町	16.5	46.3			
陸前高田市	24.0	66.0	住田町	23.2	54.9			
釜石市	20.6	78.1	大槌町	21.6	68.5			
二戸市	13.9	45.0	山田町	12.2	38.4			
八幡平市	9.8	39.3	岩泉町	29.6	117.5			
奥州市	8.9	28.3	田野畑村	28.1	100.5			
滝沢市	21.7	65.4	普代村	11.0	38.3			

表-9 各市町村のリサイクル率の推移

リサイクル率	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
40%以上								
35~40%								
30~35%	岩泉町 33.6 大槌町 32.1 葛巻町 32.0	岩泉町 33.2 住田町 32.1 葛巻町 30.0	住田町 32.6 岩泉町 32.6 葛巻町 30.9	住田町 31.1 岩泉町 30.9	岩泉町 31.9	岩泉町 33.7 葛巻町 30.9 田野畑村 30.2	岩泉町 33.4 田野畑村 31.1	
25~30%	遠野市 28.7 一戸町 28.3 住田町 27.4 北上市 26.1 田野畑村 25.3	大槌町 28.5 一戸町 28.4 遠野市 28.2 滝沢市 26.9 雫石町 26.6 北上市 25.7 田野畑村 25.1	大槌町 29.1 遠野市 27.4 北上市 26.7 滝沢市 26.4 田野畑村 26.1 雫石町 25.8	葛巻町 29.9 大槌町 29.4 遠野市 28.7 一戸町 26.8 田野畑村 26.3 滝沢市 25.7 雫石町 25.4 北上市 25.2	大槌町 29.8 田野畑村 29.7 住田町 29.2 葛巻町 29.0 遠野市 27.5 一戸町 26.9	遠野市 27.2 一戸町 27.2 住田町 25.4	葛巻町 28.0 遠野市 27.0 大槌町 26.3	岩泉町 29.6 田野畑村 28.1 葛巻町 27.0 遠野市 26.1
20~25%	滝沢市 24.7 雫石町 24.3 陸前高田市 24.1 花巻市 22.5 釜石市 22.3 西和賀町 22.2 大船渡市 20.5	紫波町 24.9 陸前高田市 24.4 釜石市 22.9 矢巾町 22.8 花巻市 22.4 西和賀町 21.6 大船渡市 21.3	一戸町 24.4 陸前高田市 23.5 釜石市 22.9 紫波町 22.6 釜石市 21.5 西和賀町 21.2 大船渡市 20.2	陸前高田市 23.0 花巻市 21.8 紫波町 21.5 釜石市 21.5 西和賀町 21.2 大船渡市 20.2	滝沢市 24.8 雫石町 24.4 陸前高田市 24.0 釜石市 23.1 北上市 23.0 大船渡市 21.9 紫波町 20.6 花巻市 20.5 西和賀町 20.3	大槌町 24.9 北上市 23.3 陸前高田市 22.7 滝沢市 22.1 雫石町 21.9 花巻市 20.7 紫波町 20.6 西和賀町 20.6 釜石市 20.4	一戸町 24.8 住田町 23.1 北上市 22.5 陸前高田市 21.7 滝沢市 21.6 雫石町 21.6 紫波町 20.7 釜石市 20.6	陸前高田市 24.0 住田町 23.2 北上市 22.2 滝沢市 21.7 大槌町 21.6 雫石町 21.3 紫波町 20.9 釜石市 20.6
15~20%	矢巾町 19.3 軽米町 19.2 県平均 18.1 盛岡市 16.1 金ヶ崎町 15.5 一関市 15.1	軽米町 18.8 県平均 18.4 盛岡市 16.7 一関市 15.0	県平均 18.2 軽米町 18.1 一関市 16.8 盛岡市 16.2	矢巾町 18.9 県平均 17.6 一関市 16.0 盛岡市 15.6	矢巾町 18.3 県平均 17.5 一関市 16.8 盛岡市 15.7	矢巾町 19.3 大船渡市 19.1 県平均 17.1 一関市 17.0 盛岡市 15.6 岩手町 15.1	西和賀町 20.0 花巻市 19.9 矢巾町 19.8 釜石市 19.6 大船渡市 18.0 一関市 16.9 県平均 16.8 盛岡市 15.4 岩手町 15.2	西和賀町 19.6 花巻市 19.5 矢巾町 19.5 大船渡市 19.1 一戸町 18.6 一関市 16.6 平泉町 16.5 県平均 16.4 岩手町 15.2 盛岡市 15.0
10~15%	岩手町 14.1 二戸市 14.1 宮古市 14.0 平泉町 13.9 山田町 13.8 奥州市 11.5 八幡平市 11.3 洋野町 10.9 野田村 10.3 久慈市 10.3	岩手町 14.7 金ヶ崎町 14.6 二戸市 14.4 山田町 13.6 宮古市 13.2 野田村 12.8 洋野町 11.8 宮古市 11.4 普代村 11.3 久慈市 11.2 八幡平市 11.2	岩手町 14.7 平泉町 14.5 二戸市 14.0 山田町 13.3 野田村 13.2 普代村 12.8 金ヶ崎町 12.4 宮古市 12.3 洋野町 11.7 久慈市 11.4 平泉町 10.9 奥州市 10.7	岩手町 14.3 二戸市 13.8 軽米町 13.6 山田町 13.2 野田村 12.9 普代村 12.8 金ヶ崎町 12.6 宮古市 12.5 洋野町 12.2 久慈市 11.5 金ヶ崎町 11.5 八幡平市 10.5 奥州市 10.2	平泉町 14.5 岩手町 14.4 軽米町 14.1 二戸市 13.9 山田町 13.0 野田村 12.9 普代村 12.9 野田村 12.7 宮古市 12.5 洋野町 12.5 金ヶ崎町 11.9 久慈市 11.9 八幡平市 11.9 九戸村 10.6	平泉町 14.5 二戸市 13.9 山田町 13.4 野田村 13.4 山田町 13.0 野田村 12.9 普代村 12.9 野田村 12.5 宮古市 12.1 久慈市 11.7 金ヶ崎町 11.7 八幡平市 10.4 九戸村 10.3	平泉町 13.8 軽米町 13.7 二戸市 13.6 野田村 12.9 山田町 12.8 洋野町 12.4 宮古市 11.8 普代村 11.6 久慈市 11.1	二戸市 13.9 軽米町 13.0 野田村 12.2 山田町 12.2 洋野町 11.9 宮古市 11.5 九戸村 11.4 普代村 11.0 久慈市 10.9
10%未満	普代村 9.4 九戸村 9.1	平泉町 9.7 九戸村 9.2	九戸村 9.3	九戸村 9.5	奥州市 9.9 九戸村 9.8	奥州市 9.9	奥州市 9.1	金ヶ崎町 9.9 八幡平市 9.8 奥州市 8.9

(単位:%)

(5) 品目別リサイクル量

リサイクル量61,829トンについて、品目別の割合をみると、**紙類(古紙)が38.2%**で最も多く、次いで**金属類の15.1%、ガラス類の12.2%、溶融スラグの10.2%**となっている。

※溶融スラグは、廃棄物を高温で溶融したものを冷却し固化させたもので、主に建設・土木資材としてリサイクルされている。

表-10 品目別のリサイクル量の推移

(単位:トン)

品目	年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
紙類		33,493	32,230	31,931	29,941	27,033	26,924	25,965	23,616
紙パック		208	206	207	240	179	167	162	152
紙製容器包装		1,327	1,293	1,304	1,265	1,269	1,058	1,125	659
金属類		10,759	10,883	10,840	10,605	11,485	10,607	9,544	9,316
ガラス類		10,414	10,155	9,557	8,798	8,577	8,247	7,866	7,513
ペットボトル		2,623	2,647	2,889	2,826	2,745	2,893	2,866	3,020
白色トレイ		46	49	52	47	49	51	45	44
容器包装プラスチック類		3,926	4,123	4,182	4,124	4,356	4,553	4,584	4,488
プラスチック類		22	26	38	37	27	37		
製品プラスチック類								5	0
その他プラスチック類								39	25
布類		564	519	524	541	328	203	182	170
肥料		870	836	882	733	668	480	420	315
熔融スラグ		7,437	9,385	8,021	7,508	7,596	6,496	6,372	6,293
燃料		16	16	15	12	11	11	6	6
セメント原料化		5,019	5,104	5,605	6,233	5,530	5,992	5,445	5,473
セメント工場直投		232	230	226	224	262	209	193	186
廃食用油		34	28	34	33	47	25	21	19
その他		760	879	921	789	836	807	853	534
合計		77,751	78,609	77,228	73,956	70,998	68,760	65,693	61,829

※「プラスチック類」は、令和4年度実績調査から「製品プラスチック類」と「その他プラスチック類」に項目が分けられました。

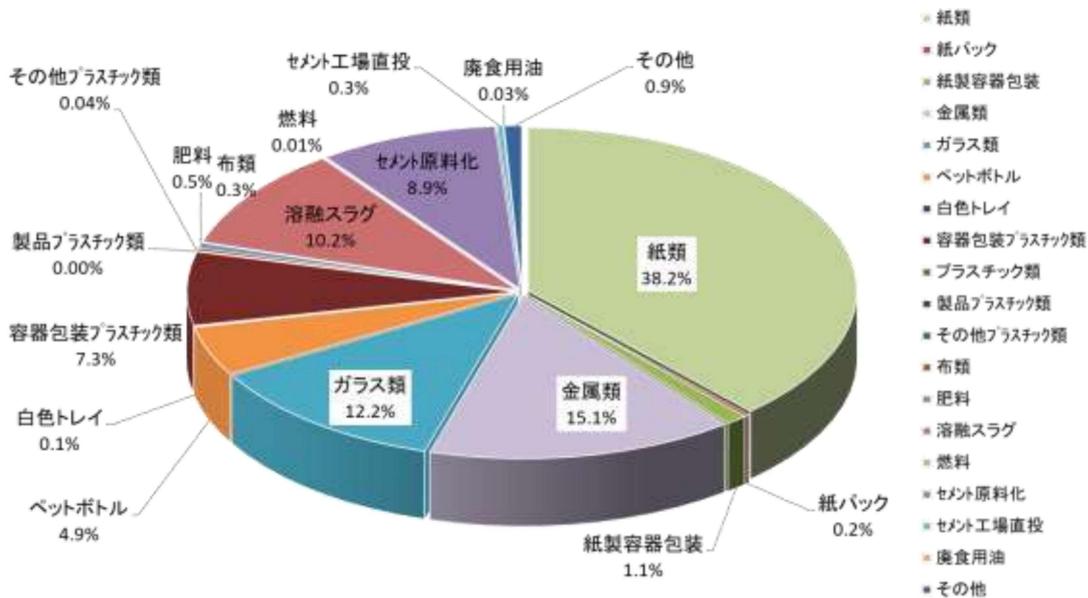


図-11 リサイクル品目別の割合 (令和5年度)

### 3 ごみ焼却施設の整備状況

#### (1) 焼却施設数及び処理能力

令和5年度末現在における県内のごみ焼却施設数は19施設であり、処理能力の合計は2,304トン/日である。このうち、焼却施設は16施設、溶融施設は3施設である。

なお、19施設中稼働しているのは14施設で、5施設は休止している。

また、19施設の処理能力の合計は2,304トン/日で、このうち、焼却施設は1,897トン/日、溶融施設は407トン/日である。

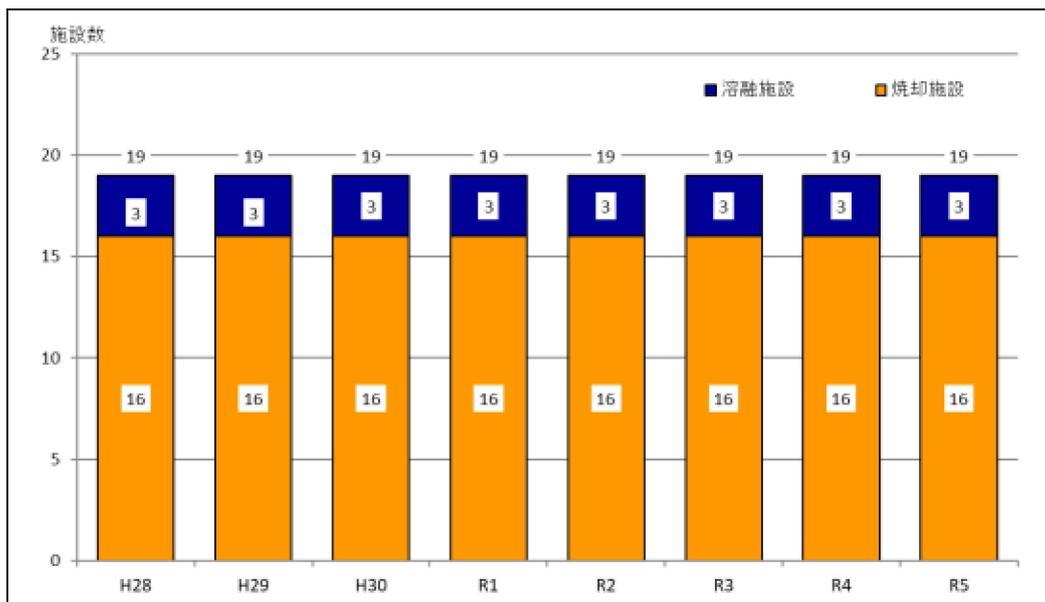


図-12 ごみ焼却施設の種別施設数の推移

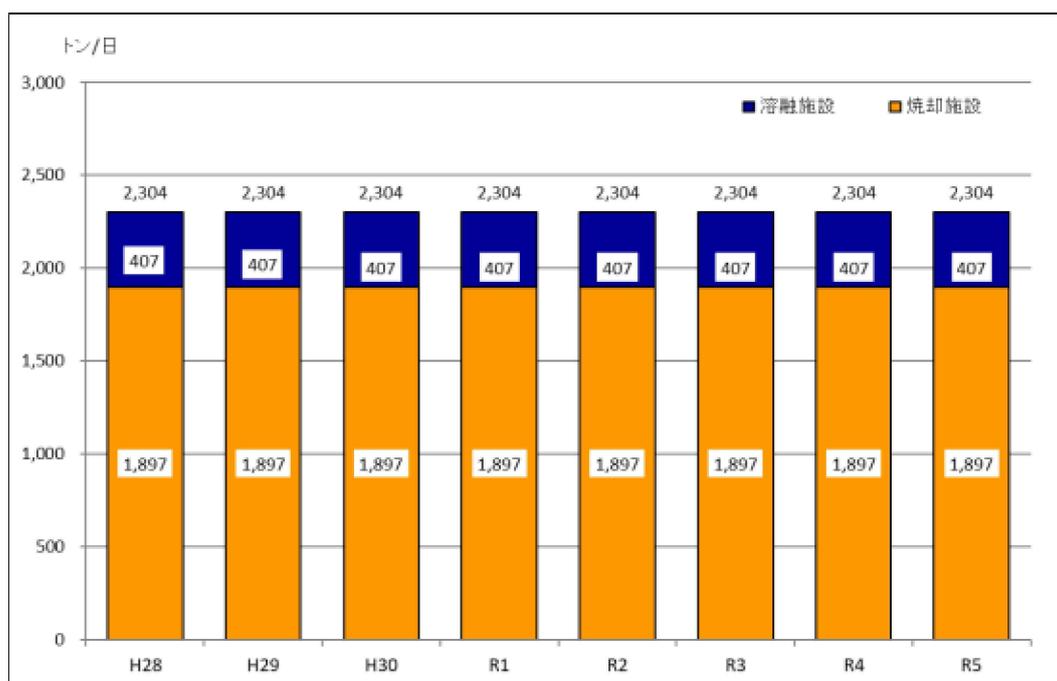


図-13 ごみ焼却施設の処理能力の推移

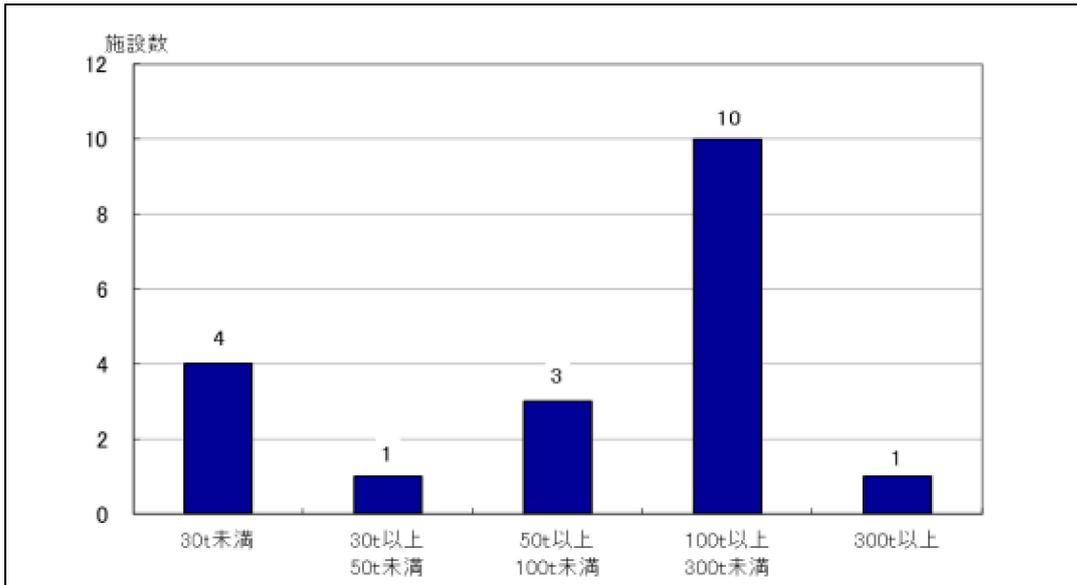


図-14 ごみ焼却施設の規模別施設数 (令和5年度)

(2) 余熱利用の状況

焼却施設19施設のうち、**余熱の利用は14施設**で実施されており、施設内においては暖房や給湯に利用されている。また、施設外においては温水プール等への温水・熱供給、発電等に利用されている。

表-11 ごみ焼却施設の余熱利用状況 (令和5年度)

余熱利用の状況	余熱利用あり								余熱利用なし
	場内温水	場外温水	場内蒸気	場外蒸気	場内発電	場外発電	その他		
施設数	14	12	2	1	0	6	5	0	5

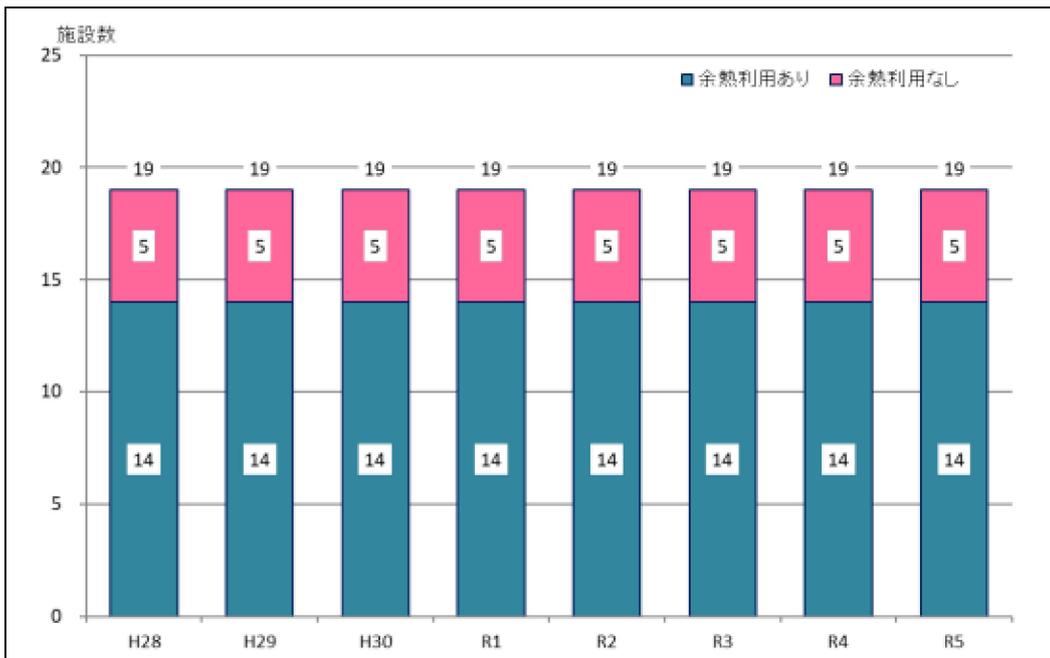


図-15 焼却施設における余熱利用の推移

### (3) 発電の状況

発電設備を有する施設は**6施設**で、発電能力の合計は**13,440kW**である。また、総発電量は**75,274MWh**であり、約19,247世帯分の年間電力使用量に相当する。

また、発電能力は、6施設とも発電能力が5,000kW未満であり、そのうち3施設は、1,000kW以上2,000kW未満という比較的小規模な発電設備を有する施設である。

なお、6施設のうち、発電効率が10%以上の施設が4施設となっている。

※令和5年度における世帯当たりの年間電力消費量（3,911kWh/年）をもとに算出

（環境省：「令和5年度家庭部門のCO2排出実態統計調査結果」より）

表-12 ごみ焼却施設の発電の状況（令和5年度）

施設名	発電能力(kW)	発電効率(%)	総発電量(MWh)	年間処理量(t)
盛岡市クリーンセンター	1,570	5.8	9,736	60,775
盛岡・紫波地区環境施設組合 ごみ焼却施設	2,080	10.0	11,092	27,046
奥州金ヶ崎行政事務組合 胆江地区衛生センター	1,990	6.3	7,960	33,762
岩手中部広域行政組合 岩手中部クリーンセンター	4,100	17.7	28,405	53,240
岩手沿岸南部広域環境組合 沿岸南部クリーンセンター	2,500	14.5	11,747	26,035
滝沢・雫石環境組合 滝沢清掃センター	1,200	12.0	6,334	23,054
県計・平均	13,440	11.0	75,274	223,912

### (4) 発電電力量

焼却施設（発電設備の有無を問わない）の年間処理量と、年間の総発電量から求められるごみ処理量当たりの発電電力量は、234kWh/トンであった。

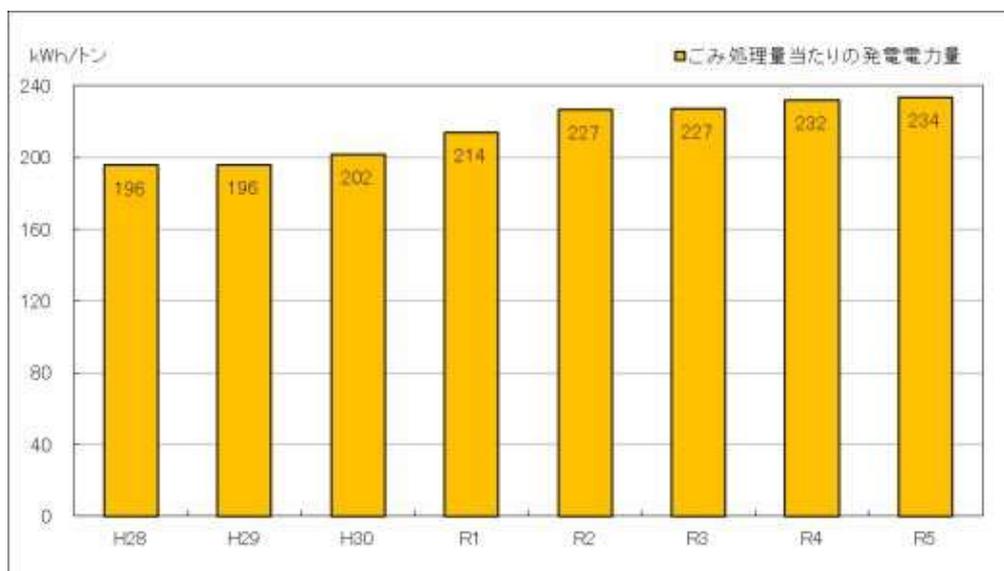


図-16 ごみ処理量当たりの発電電力量の推移

$$\text{※ごみ処理量当たりの発電電力量 (kWh/トン)} = \frac{\text{ごみ焼却施設における年間総発電電力量 (kWh)}}{\text{ごみ焼却施設におけるごみの年間処理量 (トン)}}$$

### 3 最終処分場の整備状況

#### (1) 残余容量と残余年数

令和5年度末現在、埋立中の一般廃棄物最終処分場は22施設あり、埋立を終了した施設は10施設である。また、残余容量の合計は560,619m<sup>3</sup>で、残余年数は13.2年である。

表-13 一般廃棄物最終処分場の施設数と残余年数の推移

年度	最終処分場数			埋立面積 (m <sup>2</sup> )	全体容積 (m <sup>3</sup> )	残余容量 (m <sup>3</sup> )	残余年数 (年)	最終処分量 (トン)
	山間	平地	計					
H28	22	1	23	417,462	3,024,294	782,245	15.7	40,609
H29	22	1	23	417,462	3,038,160	782,853	15.7	40,788
H30	22	1	23	417,462	3,038,160	747,280	14.8	41,305
R1	22	1	23	417,462	3,038,160	700,649	13.9	41,265
R2	22	1	23	417,462	3,038,160	652,068	14.1	37,829
R3	22	1	23	417,462	3,038,160	622,484	13.6	37,405
R4	21	1	22	411,569	3,011,299	587,698	13.1	36,656
R5	21	1	22	411,569	3,011,299	560,619	13.2	34,761

※ 残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量により埋立てが行われた場合に埋立て処分が可能な期間（年数）をいい、以下の式により算出される。

$$\text{残余年数（年）} = \frac{\text{当該年度末の残余容量（m}^3\text{）}}{\text{当該年度の最終処分量（トン）} \div \text{埋立てごみ比重（埋立てごみ比重は 0.8163）}}$$

※ 最終処分量は、災害廃棄物の埋立て量を除く。

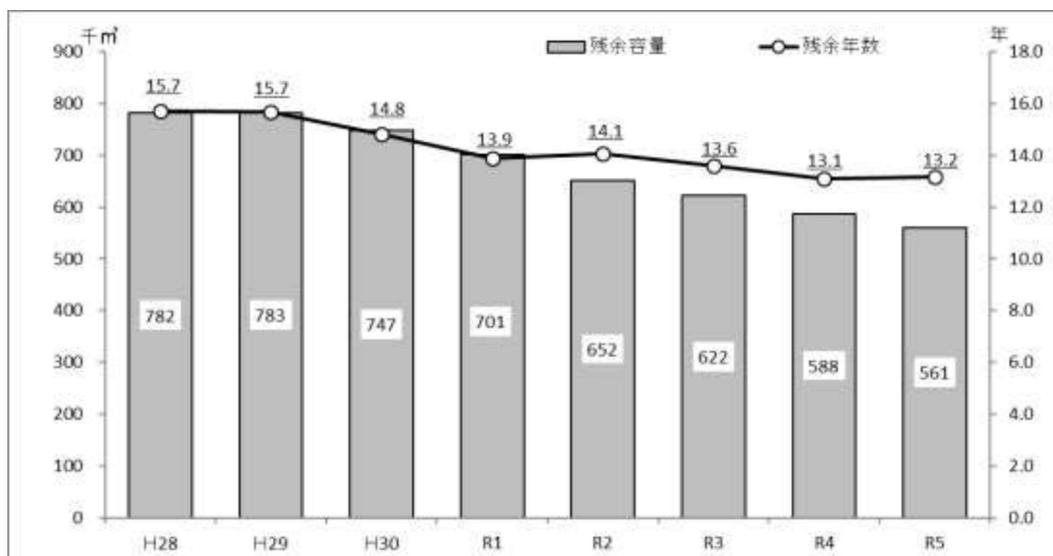


図-17 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移

#### (2) 最終処分の広域移動の状況

令和5年度において、県内で発生した一般廃棄物で、最終処分を目的として県外の施設に搬出されたものは、最終処分量34,761トンのうち3,512トンで、全体の10.1%であった。

#### 4 ごみ処理経費

令和5年度に市町村及び一部事務組合等がごみ処理に要した経費（市町村から一部事務組合等への組合分担金は含まない。）は、179億8千万円で、県民一人当たりの年間ごみ処理事業経費は15,288円であった。

ごみ処理事業経費のうち、処理施設や設備の建設・改良に要した経費は12億6千万円、処理及び維持管理に要した経費は161億7千万円で、県民一人当たりの年間処理及び維持管理費は13,752円であった。

表-14 ごみ処理経費の推移

項目	年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
ごみ処理事業経費合計(千円)		15,772,630	16,278,049	18,928,188	22,267,589	21,472,713	17,621,437	16,448,957	17,978,880
建設改良費(千円)		1,653,000	2,001,347	4,341,123	7,677,285	6,378,050	2,114,638	364,543	1,262,939
処理及び維持管理費(千円)		13,814,416	13,635,484	14,186,964	14,063,714	14,766,158	15,110,537	15,559,322	16,172,701
その他(千円)		305,214	641,218	400,101	526,590	328,505	396,262	525,092	543,240
収集人口(人)		1,279,875	1,266,552	1,252,038	1,238,207	1,223,946	1,209,697	1,193,904	1,176,017
県民一人当たりの年間ごみ処理事業経費(円)		12,324	12,852	15,118	17,984	17,544	14,567	13,777	15,288
県民一人当たりの年間処理及び維持管理費(円)		10,794	10,766	11,331	11,358	12,064	12,491	13,032	13,752

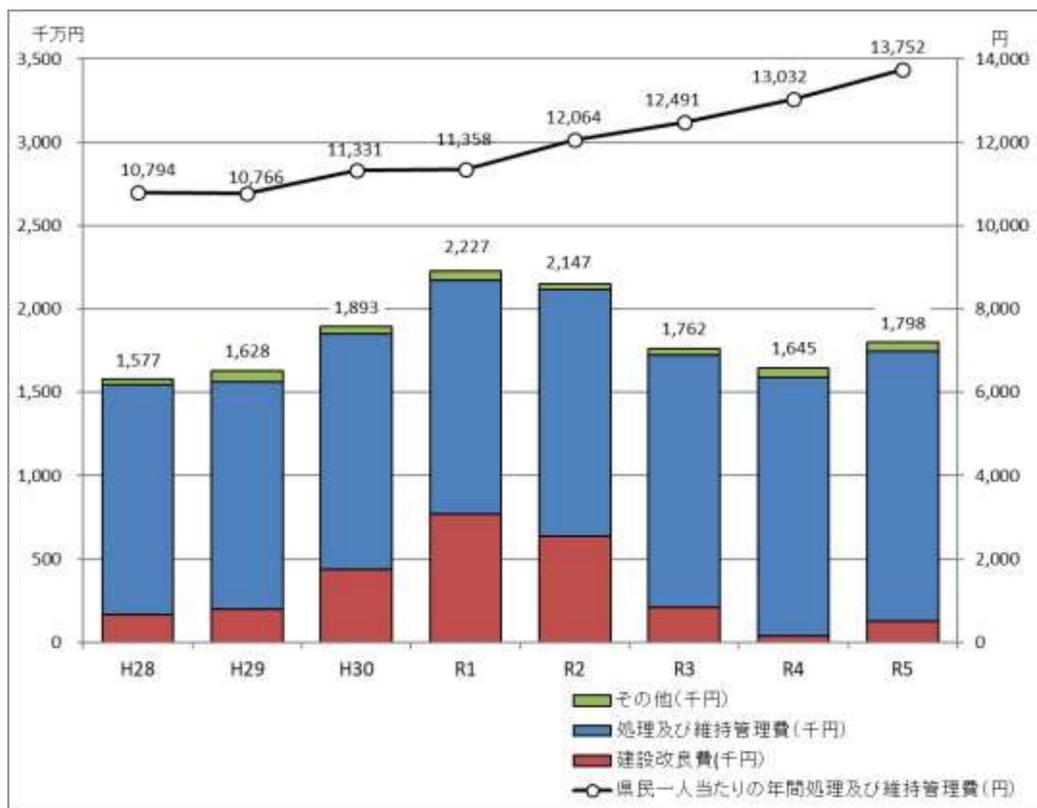


図-18 ごみ処理事業経費の推移

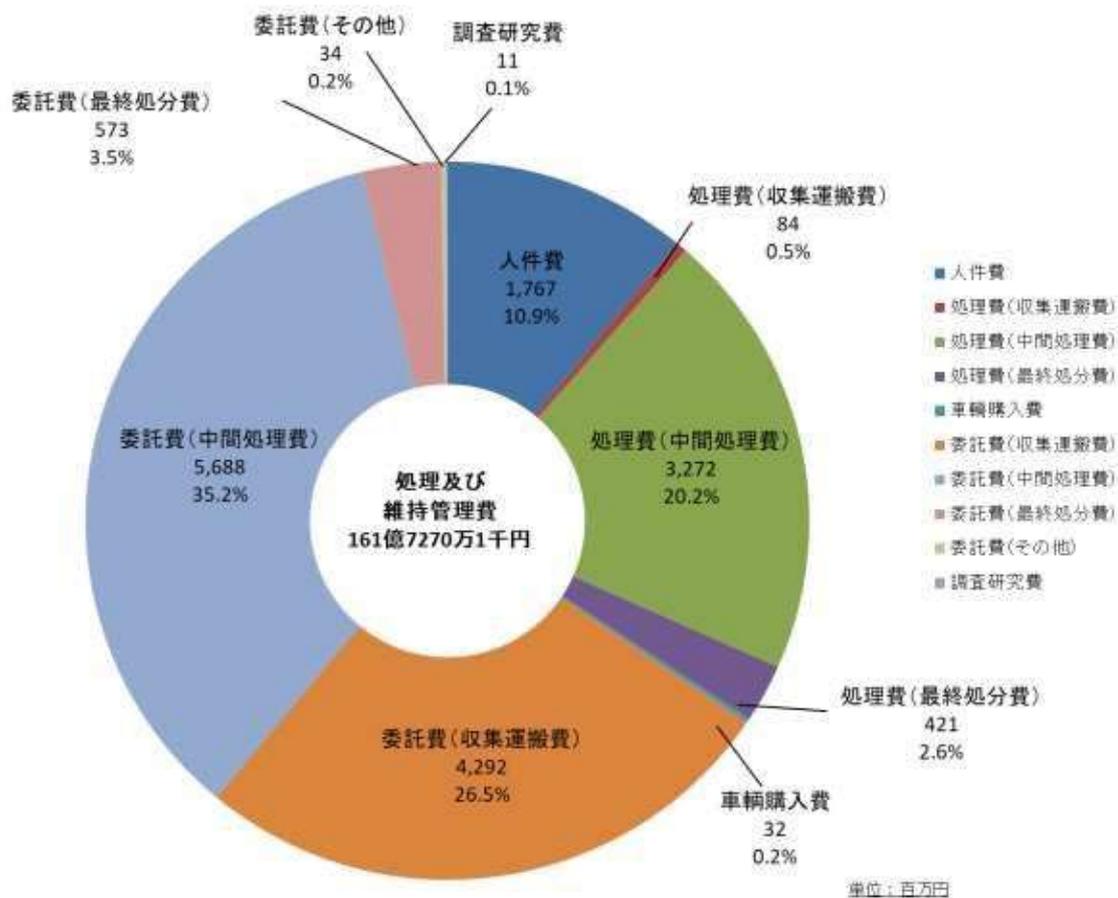


図-19 処理及び維持管理費の内訳（令和5年度）

## II し尿処理

### 1 し尿の処理状況

#### (1) し尿処理量

令和5年度のし尿の処理量は、汲み取りし尿298,556kL、浄化槽等汚泥161,670kLで、し尿処理施設処理量は460,226kLであった。また、自家処理量は578 kLであった。

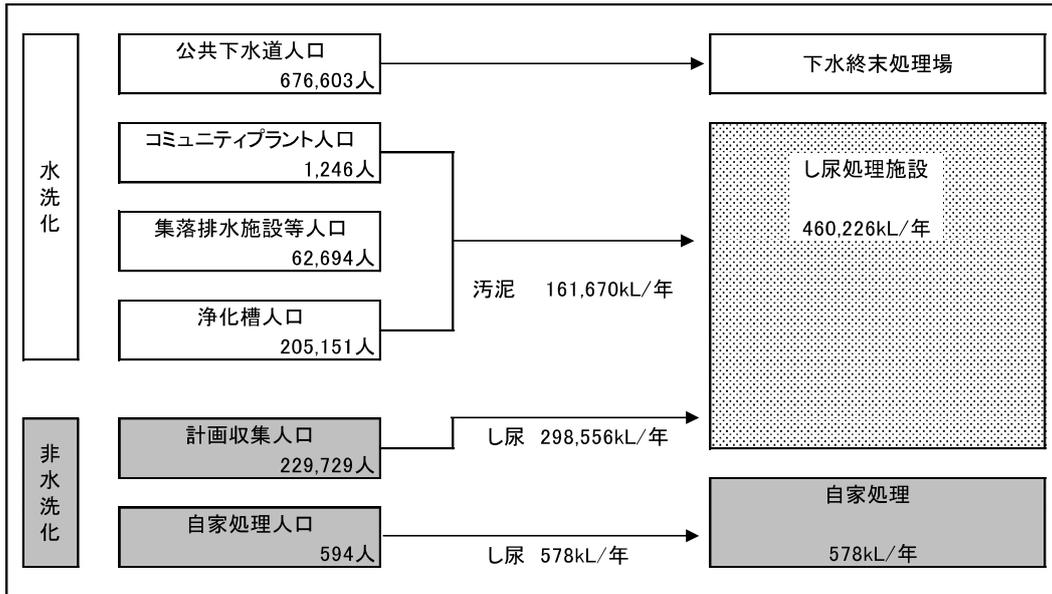


図-20 し尿処理のフロー（令和5年度）

表-15 し尿処理の系統の推移

項目	年度		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)		
	人口	構成	人口	構成	人口	構成	人口	構成	人口	構成	人口	構成	人口	構成	人口	構成	人口	構成	
人口	1,279,875	100.0	1,266,552	100.0	1,252,038	100.0	1,238,207	100.0	1,223,946	100.0	1,209,697	100.0	1,193,904	100.0	1,176,017	100.0			
水洗化人口	927,935	72.5	933,730	73.7	941,850	75.2	948,094	76.6	947,875	77.4	957,657	79.2	953,126	79.8	945,694	80.4			
公共下水道人口	655,527	51.2	664,116	52.4	668,630	53.4	675,645	54.6	678,797	55.5	681,901	56.4	681,768	57.1	676,603	57.5			
コミュニティプラント人口	1,574	0.1	1,589	0.1	1,576	0.1	1,607	0.1	1,398	0.1	1,208	0.1	1,219	0.1	1,246	0.1			
集落排水施設等人口												66,104	5.5	63,925	5.4	62,694	5.3		
浄化槽人口	270,834	21.2	268,025	21.2	271,644	21.7	270,842	21.9	267,680	21.9	208,444	17.2	206,214	17.3	205,151	17.4			
(合併処理浄化槽人口)	235,807	18.4	244,302	19.3	230,886	18.4	230,753	18.6	241,579	19.7	196,336	16.2	194,763	16.3	197,460	16.8			
非水洗化人口	351,940	27.5	332,822	26.3	310,188	24.8	290,113	23.4	276,071	22.6	252,040	20.8	240,778	20.2	230,323	19.6			
計画収集人口	351,010	27.4	331,913	26.2	309,328	24.7	289,419	23.4	275,416	22.5	251,403	20.8	240,166	20.1	229,729	19.5			
自家処理人口	930	0.1	909	0.1	860	0.1	694	0.1	655	0.1	637	0.1	612	0.1	594	0.1			

表-16 し尿処理量の推移

項目	年度		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)		
	量	構成	量	構成	量	構成	量	構成	量	構成	量	構成	量	構成	量	構成	量	構成	
し尿処理量	539,846	100.0	535,223	100.0	525,943	100.0	517,087	100.0	505,323	100.0	487,411	100.0	474,674	100.0	460,804	100.0			
し尿処理施設	539,091	99.9	534,455	99.9	525,190	99.9	516,486	99.9	504,764	99.9	486,836	99.9	474,097	99.9	460,226	99.9			
汲み取りし尿	374,495	69.4	367,512	68.7	353,524	67.2	345,702	66.9	337,812	66.9	324,429	66.6	312,724	65.9	298,556	64.8			
浄化槽汚泥	164,596	30.5	166,943	31.2	171,666	32.6	170,784	33.0	166,952	33.0	162,407	33.3	161,373	34.0	161,670	35.1			
下水道投入	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
自家処理	755	0.1	768	0.1	753	0.1	601	0.1	559	0.1	575	0.1	577	0.1	578	0.1			

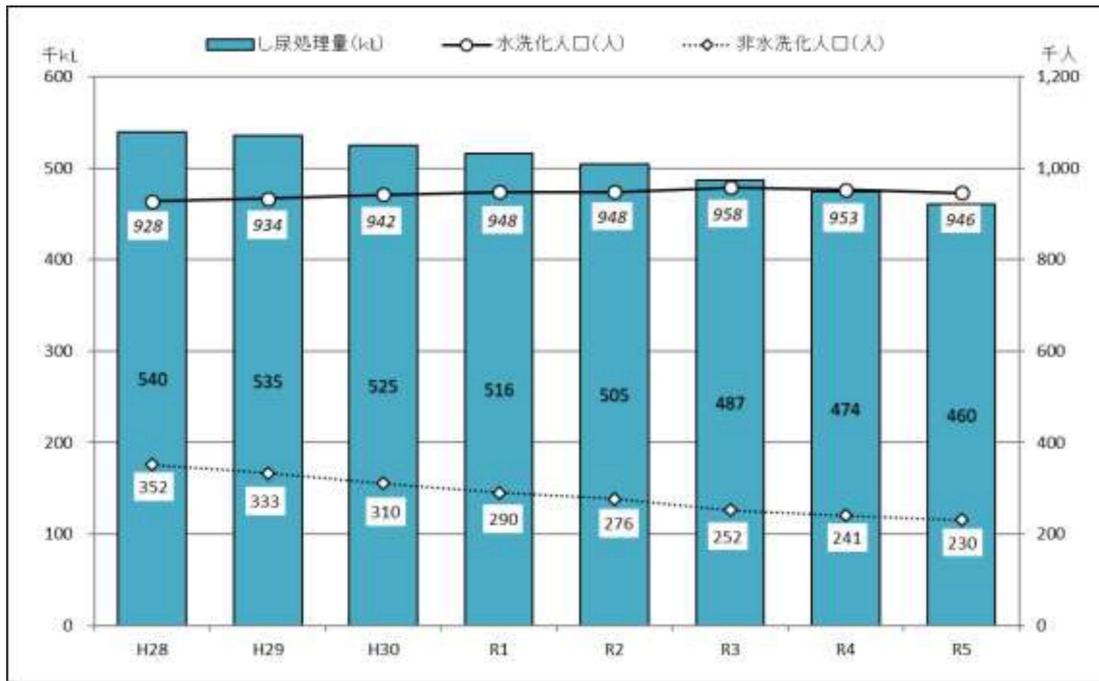


図-21 し尿処理量と水洗化人口・非水洗化人口の推移

(2) し尿処理体制

令和5年度におけるし尿の処理は、遠野市及び紫波町以外は、主に複数の市町村で構成された一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）が実施している。処理量の推移は次のとおり。

表-17 し尿処理施設ごとの処理量

(単位:kL/年度)

一部事務組合等名	年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
久慈広域連合		40,079	39,725	39,811	39,980	38,653	37,589	38,612	38,149
二戸地区広域行政事務組合		32,380	32,712	32,898	32,397	31,833	31,033	30,191	29,698
盛岡北部行政事務組合		30,885	30,988	31,808	30,525	30,364	30,211	29,942	28,911
盛岡地区衛生処理組合		37,347	36,384	45,254	43,758	43,555	41,884	41,236	39,458
紫波、稗貫衛生処理組合		34,876	34,627	-	-	-	-	-	-
北上地区広域行政組合		64,902	63,206	71,412	70,462	68,704	66,506	64,757	63,900
遠野市		17,999	18,191	18,187	17,399	17,105	17,024	16,969	16,378
奥州金ヶ崎行政事務組合		72,293	72,095	70,591	70,228	68,322	67,805	68,282	65,563
一関地区広域行政組合		81,259	79,031	77,634	77,628	77,387	74,387	73,137	70,272
宮古地区広域行政組合		49,589	48,337	46,480	45,241	44,205	40,516	38,806	37,916
気仙広域連合		49,208	51,721	48,532	47,757	46,035	44,076	39,890	40,559
釜石大槌地区行政事務組合		28,106	27,434	27,380	25,952	23,620	19,356	19,004	18,454
紫波町		-	-	9,539	9,675	9,713	15,270	9,185	9,224
合計		538,923	534,451	519,526	511,002	499,496	485,657	470,011	458,482

## 2 し尿の処理経費

令和5年度に市町村及び一部事務組合等がし尿処理に要した経費（市町村から一部事務組合等への分担金は除く。）は、**44億8千万円**であった。このうち、処理施設や設備の建設・改良に要した経費は約3千万円、処理及び維持管理に要した経費は42億4千万円であった。

なお、**県民**（計画収集人口）一人当たりの年間処理及び維持管理費は**18,478円**であった。

表-18 し尿の処理経費の推移

(単位:千円)

項目	年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
建設・改良費		726,957	508,773	30,841	267,579	405,132	2,771,240	18,370	28,668
処理及び維持管理費		3,890,895	3,783,538	3,870,586	4,403,322	4,163,600	3,882,237	4,219,444	4,244,858
その他		180,048	65,363	69,992	42,188	53,105	49,160	109,230	209,128
合計		4,797,900	4,357,674	3,971,419	4,713,089	4,621,837	6,702,637	4,347,044	4,482,654
計画収集人口		351,010	331,913	309,328	289,419	275,416	251,403	240,166	229,729
県民一人当たりの年間処理及び維持管理費		11,085	11,399	12,513	15,214	15,117	15,442	17,569	18,478

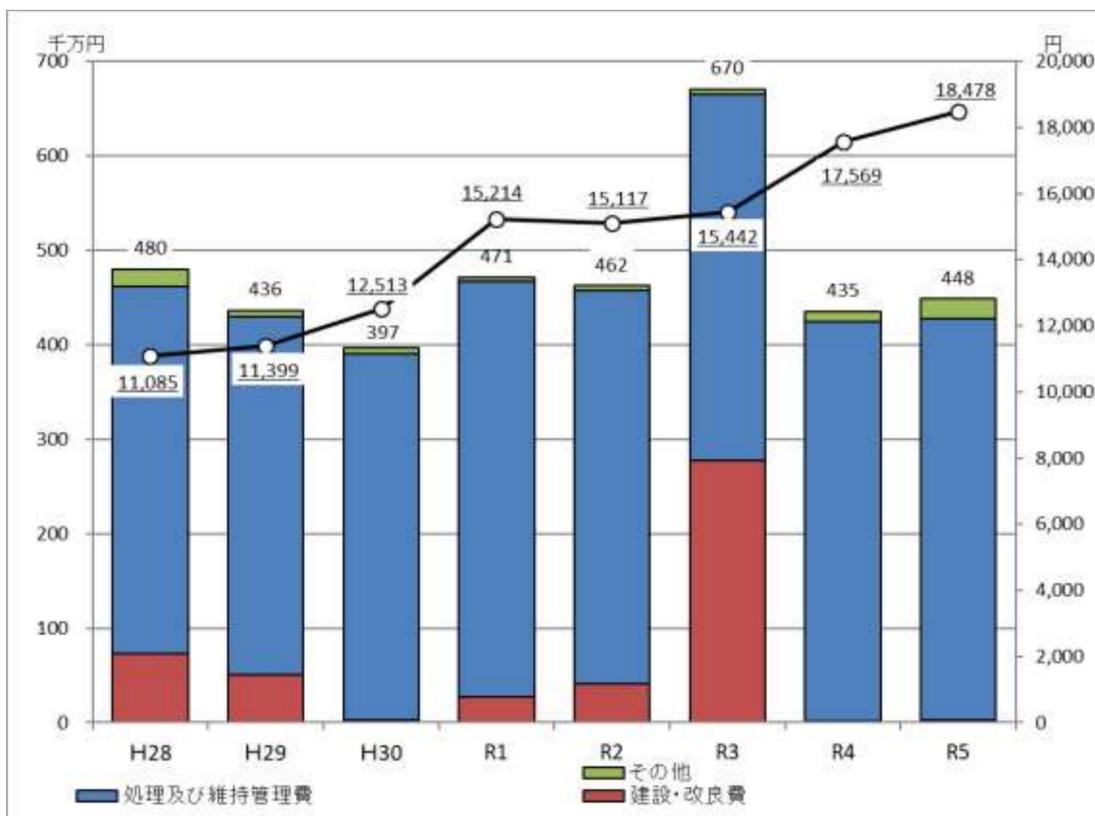


図-22 し尿処理経費の推移

ごみ処理の概要（令和5年度実績）環境省HPから

市区町村名	総人口 (人)	ごみ総排出量（計画収集量+直接搬入量+集団回収量）				1人1日当 たりの排出 量 (g/人日)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t)
		計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)			
合計	1,176,017	331,416	33,577	11,728	376,721	875	16.4	34,761
盛岡市	280,851	85,540	6,416	3,347	95,303	927	15.0	11,085
宮古市	47,033	13,783	3,450	266	17,499	1,017	11.5	1,947
大船渡市	32,999	7,763	1,030	137	8,930	739	19.1	363
花巻市	91,404	26,516	727	1,935	29,178	872	19.5	1,377
北上市	91,694	23,501	1,265	384	25,150	749	22.2	1,043
久慈市	32,145	8,610	2,676	14	11,300	960	10.9	1,336
遠野市	24,681	7,013	514	159	7,686	851	26.1	325
一関市	107,930	27,917	3,077	1,355	32,349	819	16.6	3,419
陸前高田市	17,729	3,700	1,138	32	4,870	751	24.0	247
釜石市	30,111	9,905	1,400	121	11,426	1,037	20.6	464
二戸市	24,765	7,088	557	381	8,026	885	13.9	927
八幡平市	23,611	7,249	2,113	93	9,455	1,094	9.8	1,307
奥州市	110,148	32,466	1,867	521	34,854	865	8.9	4,720
滝沢市	54,988	14,512	1,694	355	16,561	823	21.7	638

ごみ処理の概要（令和4年度実績）環境省HPから

市区町村名	総人口 (人)	ごみ総排出量（計画収集量+直接搬入量+集団回収量）				1人1日当 たりの排出 量 (g/人日)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t)
		計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)			
県全体	1,193,904	344,334	35,277	12,902	392,513	901	16.8	36,656
盛岡市	283,566	88,034	6,645	3,696	98,375	950	15.4	11,115
宮古市	48,235	14,390	3,686	272	18,348	1,042	11.8	2,129
大船渡市	33,714	8,029	1,184	138	9,351	760	18.0	378
花巻市	92,682	27,037	772	2,162	29,971	886	19.9	1,281
北上市	92,244	24,489	1,396	426	26,311	781	22.5	1,175
久慈市	32,763	9,075	2,808	19	11,902	995	11.1	1,384
遠野市	25,139	7,294	633	186	8,113	884	27.0	383
一関市	110,176	28,898	3,076	1,464	33,438	831	16.9	3,806
陸前高田市	18,038	3,755	1,196	36	4,987	757	22.3	185
釜石市	30,782	10,479	1,398	126	12,003	1,068	19.6	541
二戸市	25,210	7,452	582	367	8,401	913	13.6	985
八幡平市	24,114	7,597	2,238	96	9,931	1,128	10.3	1,440
奥州市	112,129	33,977	2,041	628	36,646	895	9.1	5,701
滝沢市	55,377	15,121	1,765	371	17,257	854	21.7	659

○一関市廃棄物減量等推進審議会条例

平成18年3月24日

条例第20号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7第1項に規定する一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、一関市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の減量に関すること。
- (2) 廃棄物の適正処理の推進に関すること。
- (3) その他廃棄物に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 一般廃棄物処理関係業者
- (3) 商工業団体に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

〇一関市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成19年3月22日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再利用等により廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (5) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち一般廃棄物をいう。
- (6) 再利用 活用しなければ不用となる物又は廃棄物となる物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量及び適正処理に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動の促進を図るとともに、市民及び事業者の廃棄物に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、生じた廃棄物をなるべく自ら適正に処分する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理に係る市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、廃棄物の散乱の防止に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理に係る市の施策に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 市、市民及び事業者は、廃棄物の減量、再利用及び適正処理に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

(他の地方公共団体との連携)

第7条 市は、廃棄物の減量、再利用及び適正処理に関する施策の推進に当たって必要と認めるときは、他の地方公共団体との連携を図り実施するものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市は、一般廃棄物処理計画（法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2 市は、一般廃棄物処理計画を定めたとき、又は変更したときは、これを告示するものとする。

(市が行う廃棄物の減量の推進)

第9条 市は、廃棄物の分別方法の徹底と、資源回収活動の普及を図るとともに、自ら再生品を使用すること等により、廃棄物の減量の推進に努めなければならない。

(市民による廃棄物の減量)

第10条 市民は、商品の購入に際して、再利用が容易な商品、簡易な包装の商品等廃棄物の減量及び資源の有効利用に配慮した商品を選択する等により、廃棄物の発生の抑制に努めるものとする。

2 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、分別収集、資源回収等の再利用を促進するための活動に協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めるものとする。

(事業者による廃棄物の減量)

第11条 事業者は、廃棄物の減量を促進するため、物の製造、加工、販売等に際して次に

掲げる方策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 長期間の使用が可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保
- (2) 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生部品（同条第5項に規定する再生部品をいう。）並びに再生品の積極的な利用
- (3) 再利用が容易な製品、容器等の開発
- (4) 商品の簡易包装

2 事業者は、市民が再利用可能な容器等を返却しようとするときは、その回収に努めるものとする。

（一般廃棄物の処理）

第12条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を処理しなければならない。

2 市は、一般廃棄物の処理方法について、市民に周知しなければならない。

（家庭系廃棄物の処理）

第13条 市民は、家庭系廃棄物を自ら処分するときは、法及び一般廃棄物処理計画に定めるところにより、生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物をごみ集積所に排出するときは、その分別及び排出の方法について、一般廃棄物処理計画及び市の定める方法に従わなければならない。

（事業系一般廃棄物の処理）

第14条 事業者は、自ら事業系一般廃棄物を運搬又は処分するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準等により生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、自ら事業系一般廃棄物を運搬又は処分しないときは、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、事業系一般廃棄物であっても家庭系廃棄物と同様に分類して排出するよう努めなければならない。

（廃棄物の投棄等の禁止）

第15条 何人も、廃棄物をみだりに投棄し、放置し、又は散乱させてはならない。

2 市は、前項の規定に違反する行為を防止するため、市民及び事業者に対し、意識の啓

発を図る等必要な措置を講じなければならない。

(ごみ集積所の指定及び利用)

第16条 市長は、住民の代表者の申請に基づきごみ集積所を指定する。

2 市民は、ごみ集積所の利用にあたっては、指定された日時、方法を厳守する等適切な廃棄物の排出を行わなければならない。

3 ごみ集積所の利用者は、自らの責任において当該ごみ集積所の清潔を保つよう努めなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。